

# JICA 環境社会配慮ガイドライン改定委員会の提言

2003年9月

JICA 環境社会配慮ガイドライン改定委員会

## 目次

1. はじめに.....	1
1. 1 検討の背景.....	1
1. 2 改定委員会の作業と提言.....	2
2. JICA 協力事業における環境社会配慮の状況.....	5
2. 1 ODA 事業における JICA の役割.....	5
2. 2 JICA 協力事業における環境社会配慮の状況.....	10
2. 3 セクター別環境配慮ガイドラインの実施状況と評価.....	11
2. 4 改善を検討すべき点.....	11
3. JICA 協力事業における環境社会配慮についての基本的考え方.....	12
3. 1 環境社会配慮の主体.....	12
3. 2 JICA の役割と責任.....	12
3. 3 JICA による環境社会配慮の重点.....	13
3. 4 環境配慮に当たり勘案すべき事項.....	14
4. 日本国政府等に求められる取組.....	16
5. 環境社会配慮ガイドラインの基本的なあり方.....	18
5. 1 ガイドラインの体系の整備.....	18
5. 2 ガイドラインの内容について.....	18
5. 3 ガイドラインの法的位置付け.....	20
6. 環境社会配慮ガイドラインの適切な実施・遵守の確保.....	21
6. 1 ガイドラインの周知徹底.....	21
6. 2 JICA の実施体制等.....	21
6. 3 ガイドライン実施の遵守確保.....	23
7. ガイドラインの構成と内容.....	23
I. 基本的事項.....	24
1. 環境社会配慮の理念.....	24
2. JICA の環境社会配慮の基本方針.....	25
3. ガイドラインの目的.....	26
4. 定義.....	26
5. 環境社会配慮の対象範囲（検討する影響の範囲）.....	27
II. 基本的手続き.....	28
1. 協力事業に環境社会配慮上求められる重要な事項等.....	28
2. 環境社会配慮支援・確認の基本的枠組み.....	29
III. 環境社会配慮支援・確認の手続.....	35
1. プロジェクトの要請確認段階（全てのスキームに共通）.....	35
2. 開発調査（マスタープラン調査）.....	35
3. 開発調査（フィージビリティ調査）.....	37
4. 詳細設計調査（D/D）.....	40
5. 無償資金協力.....	42
6. 技術協力プロジェクト.....	43
7. フォローアップ（協力事業終了後の追加的な支援）.....	45
（別紙 1）対象プロジェクトの計画に際し、相手国政府に求められる環境社会配慮.....	46
（別紙 2）一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示.....	49
（別紙 3）カテゴリ A 案件のための現地環境影響評価報告書.....	51

## JICA環境社会配慮ガイドライン改定委員会の提言（案）

### 1. はじめに

#### 1. 1 検討の背景

政府開発援助（以下「ODA」という。）事業における環境社会配慮は、対象とする事業内容によっては、公害による健康被害や自然環境の破壊及び非自発的住民移転など、環境や地域社会に与える影響が時間的・空間的・社会的に広がりをもっていること、いったん生じた影響の回復が極めて困難であること（不可逆的側面）といった観点から極めて重要である。

一方、ODA事業のカウンターパートである開発途上国政府においては、環境社会配慮の必要性への理解や実施意欲はなお十分ではない場合が多く、実施能力も不足していることが一般的であることから、適切な環境社会配慮を確保するためには、援助側における意識啓発や支援措置が不可欠な状況にある。

日本はODAの実施に際して、環境や地域社会に与える影響について環境影響評価等を行いつつ適切な環境社会配慮を行うことを、1999年8月に発表された「政府開発援助に関する中期政策」で示した。

国際協力事業団（以下「JICA」という。）は、1990年から「環境配慮ガイドライン」を導入し、環境と地域社会に影響を及ぼす協力事業を対象に、開発調査の事前調査実施に当たって、スクリーニングとスコーピングを行ってきた。一方、現在のガイドラインで十分対応できていない環境社会配慮の基本方針や環境社会配慮の対象範囲の拡大や遵守を確保する体制の整備等の必要性、環境社会配慮を強化する政府の方針、情報公開等の動きに対応し、環境社会配慮の見直しが必要となっている。

日本のODAのうち円借款を担当してきた海外経済協力基金（OECF）は、1989年に「環境配慮のためのOECFガイドライン（初版）」を、1995年に同二版を導入した。その後、OECFは日本輸出入銀行と統合し、国際協力銀行（以下「JBIC」という）となった。同行は、1999年には「円借款における環境配慮のためのJBICガイドライン」を導入し、2002年には、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（以下「JBICガイドライン」という。）を定め、環境社会配慮の強化を進めている。

外務省改革に関する「変える会」は、2002年7月22日に最終報告書アクション・プログラムを発表し、「V. ODAの効率化・透明化」の中で、JBICが作成した「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を踏まえ、無償資金協力の環境社会配慮ガイドラインを策定することを提言した。その提言を受けて、外務省は、2002年8月21日に外務省改革「行動計画」を発表し、「V. ODAの効率化・透明化」の中で、JICAにおける「環境配慮ガイドライン」を改定し（2002年12月末までに結論）、これにより援助を行うことを決定した。

以上の背景を踏まえ、JICAにおいては、「環境配慮ガイドライン」の改定を行うこと

としたものである。

## 1. 2 改定委員会の作業と提言

JICA環境社会配慮ガイドライン改定委員会（以下「本改定委員会」という。）は、JICAの委嘱により設置された。2002年12月から2003年9月まで、19回の委員会を開催した。本改定委員会の委員及び委員会の開催については以下のとおり。

### JICA環境社会配慮ガイドラインに関する改定委員会 委員一覧（グループ毎にABC順）

#### （大学関係者）

共同議長／委員	原科 幸彦	東京工業大学総合理工学研究科教授
共同議長／委員	國島 正彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
委員	森嶋 彰	広島修道大学人間環境学部教授
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
委員	吉田 恒昭	拓殖大学国際開発学部教授

#### （NGO）

委員	石田 恭子	環境・持続社会研究センター
委員	川村 暁雄	APEC モニターNGO ネットワーク
委員	松本 郁子	FoEジャパン
委員	松本 悟	メコン・ウォッチ
委員	西井 和裕	フィリピン情報センター
委員	高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター

#### （民間団体等）

委員	片山 徹	（社）海外環境協力センター専務理事
委員	作本 直行	アジア経済研究所主任研究員
委員	澤井 克紀	国際協力銀行環境審査室環境2班課長
委員	田中 研一	国際協力事業団国際協力専門員
委員	氏家 寿之	（社）海外コンサルティング企業協会環境部会（2003年2月から）

#### （省庁）

委員	石井 哲也	外務省経済協力局開発協力課長（2003年2月まで）
委員	河野 章	外務省経済協力局国別開発協力課長（2003年3月から）
委員	沼田 幹夫	外務省経済協力局技術協力課長
委員	小原 雅博	外務省経済協力局無償資金協力課長（2003年3月まで）
委員	山田 彰	外務省経済協力局無償資金協力課長（2003年4月から）
委員	木下 良智	農林水産省大臣官房国際部国際協力課長（2003年6月まで）
委員	山崎 信介	農林水産省大臣官房国際部国際協力課長（2003年7月から）
委員	櫻井 繁樹	経済産業省貿易経済協力局技術協力課長（2003年8月まで）
委員	根井 寿規	経済産業省貿易経済協力局技術協力課長（2003年8月から）
委員	伊藤 松博	国土交通省総合政策局国際協力課長（2003年1月まで）
委員	甲斐 正彰	国土交通省総合政策局国際協力課長（2003年2月から3月まで）
委員	稲葉 一雄	国土交通省総合政策局国際業務課長（2003年4月から）
委員	藤森 祥弘	国土交通省総合政策局国際建設課長
委員	小川 晃範	環境省地球環境局環境協力室長（2003年7月まで）
委員	田中 聡志	環境省地球環境局環境協力室長（2003年7月から）

## 改定委員会における審議の経過

2002年12月3日 第1回改定委員会

- 議論の進め方
- 委員の追加
- ガイドラインの対象範囲等

2002年12月18日 第2回改定委員会

- 議論の進め方
- プロジェクトサイクルと環境社会配慮の各段階における対応等

2003年1月24日 第3回改定委員会

- 各スキームの業務フローと環境社会配慮の現状及び教訓
- 論点の整理 等

2003年2月28日 第4回改定委員会

- 案件事例の紹介 等

2003年3月27日 第5回改定委員会

- 案件事例の紹介 等

2003年4月24日 第6回改定委員会

- 案件事例の紹介
- 現行環境配慮ガイドラインの評価と課題
- 環境社会配慮に対する JICA の基本方針

2003年4月25日 第7回改定委員会

- 現行環境配慮ガイドラインの評価と課題
- JICA 環境社会配慮ガイドラインの改定にあたっての基本的な考え方
- 論点の協議：基本的事項（環境社会配慮の基本方針、ガイドラインの目的、ガイドラインの適用範囲）

2003年5月22日 第8回改定委員会

- 環境社会配慮に関する JICA とコンサルタントの役割

2003年6月2日 第9回改定委員会

- 論点の協議：基本的事項（ガイドラインの目的、ガイドラインの適用範囲、計画アセスメント（戦略的環境アセスメント）、環境管理システムの適用）

2003年6月20日 第10回改定委員会

- 論点の協議：手続き（環境社会配慮の確認と支援）

2003年6月27日 第11回改定委員会

- 論点の協議：手続き（環境社会配慮の確認と支援）

2003年7月11日 第12回改定委員会

- 論点の協議：手続き（環境社会配慮の確認と支援、情報公開）

2003年7月14日 第13回改定委員会

- 論点の協議：
  - 手続き（情報公開、相手国の情報公開、ステークホルダーとの協議、モニタリング、フォローアップ）、実施体制（JICA の実施体制、作業監理委員会、意思決定への反映、ガイドラインの遵守（異議申立への対応）、ガイドラインの適用及び見直し、その他事項）

2003年8月7日 第14回改定委員会

- 起草グループ作成 提言案の検討

2003年8月21日 第15回改定委員会

- 起草グループ作成 提言案の検討

2003年8月22日 第16回改定委員会

- 起草グループ作成 提言案の検討

2003年8月25日 第17回改定委員会

- 起草グループ作成 提言案の検討

2003年8月27日 第18回改定委員会

- 起草グループ作成 提言案の検討

2003年9月22日 第19回改定委員会

## 環境社会配慮ガイドライン提言の決定

### (検討の Scope)

本改定委員会の直接の任務は、ODAの各スキームのうちJICAが実施する業務（開発調査の実施、無償資金協力の調査と実施促進、技術協力の実施）に関する環境社会配慮のあり方を検討することである。

しかし、各スキームにおいて環境社会配慮が確保されるためには、JICAの担当部分以外についても日本国政府及び関係機関において適切な対応が行われることが必要である。このため、本改定委員会は、JICA担当部分に限定せず、各スキームの全体を視野にいれ、必要な環境社会配慮の検討を行った。

### (委員会の運営)

本改定委員会は、日本国政府及び関係機関、有識者、NGO、関係事業者及びJICA関係者を含む広い関係者から構成された。

会議は公開で行われ、当日参加者の参加・発言が認められた。会議の資料・議論については、JICAのウェブページにすべて公開された。外部からの資料・意見提出も自由に行われた。

### (本報告書の趣旨と取扱いへの要望)

本報告書は、JICAの環境社会配慮のあるべき姿、及びこれを実施するためのガイドラインの内容その他の措置について、本改定委員会の提言を取りまとめたものである。

本改定委員会は、今後、JICAが環境社会配慮ガイドラインの作成及び運用をする際に、本報告書が最大限に反映されることを期待する。

また、本改定委員会は、JICAが実施する業務以外についての提言に関して、日本国政府及び関係機関がこれを尊重し、適切な措置が採られることを期待する。

### (今後の取組)

今後、本報告書の提言に基づいて、JICAにより環境社会配慮ガイドラインの案が作成され、パブリックコメント等の所要の経路を経て、ガイドラインが決定されることとなるが、このJICAによるガイドラインの作成プロセスにおいて、本改定委員会の提言が適切に反映されるよう本改定委員会又は本改定委員会との継続性を維持しつつこれに代わるものとして設けられる議論の場において、これまでと同様の幅広い意見交換等が行われるよう、必要な体制を確保することをJICAに要請する。

更に、将来ガイドラインの実施状況を踏まえて必要な見直しが行われる際においても、かかる議論の場において必要な意見交換等の実施が確保されるようJICAに要請する。

## 2. JICA協力事業における環境社会配慮の状況

### 2. 1 ODA事業におけるJICAの役割

JICAは、ODAの二国間贈与のうち技術協力の実施と無償資金協力の調査と実施促進を担当している。二国間贈与のスキームには、開発計画の作成を支援する開発調査、基礎生活分野（ベシク・ヒューマン・ニーズ）等に必要な施設の建設、資機材の調達を行う無償資金協力及び各種協力形態を有機的に組み合わせた技術協力プロジェクトなどがある。

スキームごとに、JICAが担当する部分は異なっている。いずれのスキームにおいても、外務省による採択の検討に際して、JICAは採択の適否について提言を行っている。

各スキーム、特に案件の要請からプロジェクトの評価段階までにおけるJICAの役割は以下のとおりである（表1、図1～3を参照）。

（表1） 対象プロジェクトのサイクルとJICA協力事業の関係

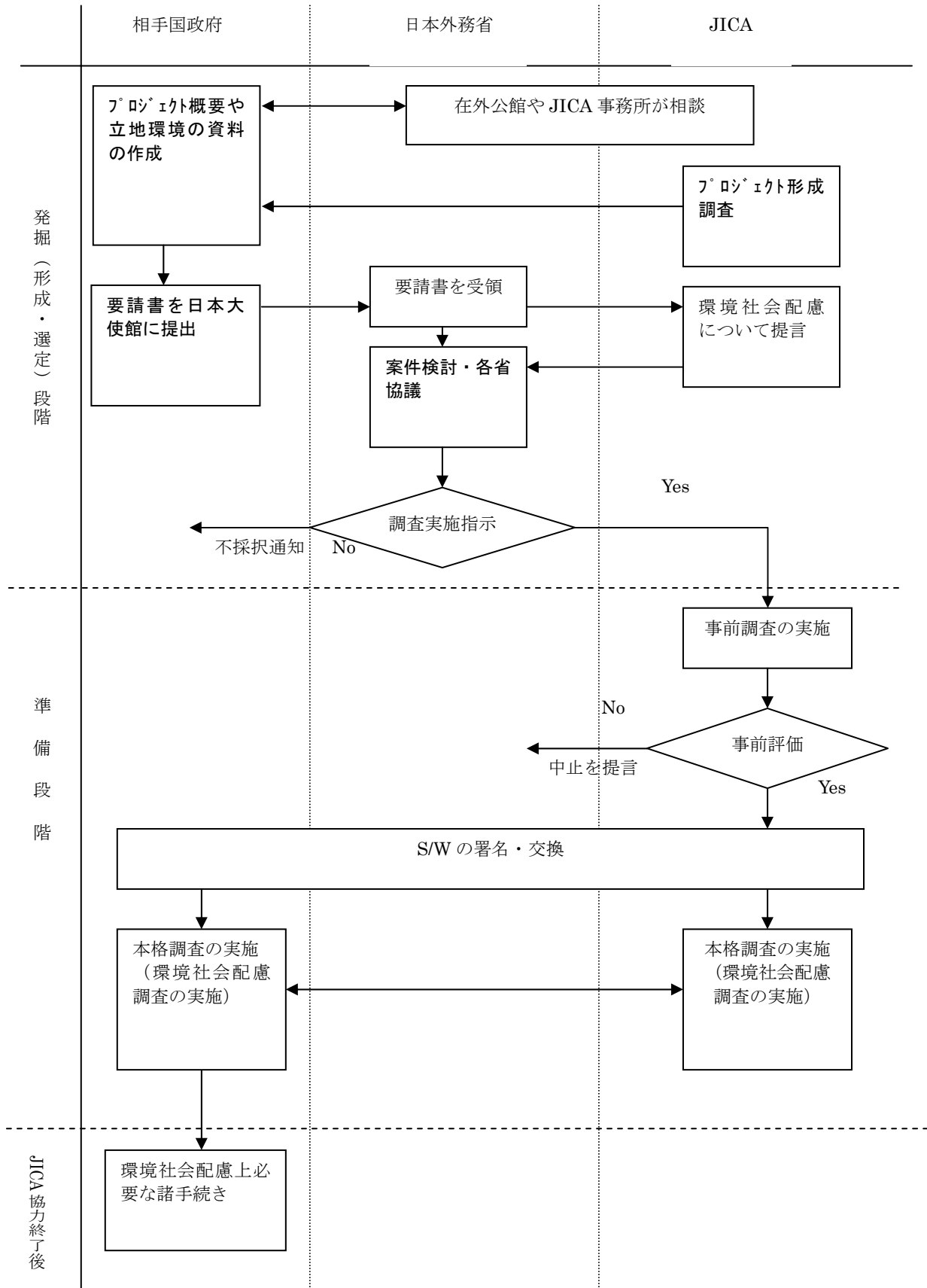
プロジェクトサイクル	開発調査を前提とした資金協力	無償資金協力	技術協力プロジェクト
発掘（形成・選定） （Identification） プロジェクトを発掘	外務省が担当 （JICAの提言を参考）	外務省が担当 （JICAの提言を参考）	外務省が担当 （JICAの提言を参考）
準備（Preparation） 経済・技術・制度・ 財政面の調査、 環境影響調査	開発調査を通じて JICAが担当	事前の調査を通じて JICAが担当	JICAが担当
審査（Appraisal） プロジェクトを経済・技 術・制度・財政・環 境面で評価	資金協力機関等が担 当	外務省が担当	JICAが担当
交渉 （Negotiations） 援助受け入れ国に よる最終検討、期間 や条件の合意	資金協力機関等が担 当	外務省が担当	JICAが担当
承認（Approval） プロジェクト承認、合意 文書への署名	資金協力機関等が担 当	外務省が担当	JICAが担当
実施・監督 （Implementation and Supervision） 貸付開始、プロジェクト の実施、援助機関に よる監督	資金協力機関等が担 当	外務省が担当（JICAは 実施促進を担当）	JICAが担当
評価（Ex-Post Evaluation）	資金協力機関等が担 当	無償資金協力事業の 評価は外務省が担当、	JICAが担当

プロジェクトの完了と 評価		基本設計調査の評価 は JICA が担当	
------------------	--	-------------------------	--

注：環境社会配慮ガイドライン改定委員会用の資料として JICA が作成



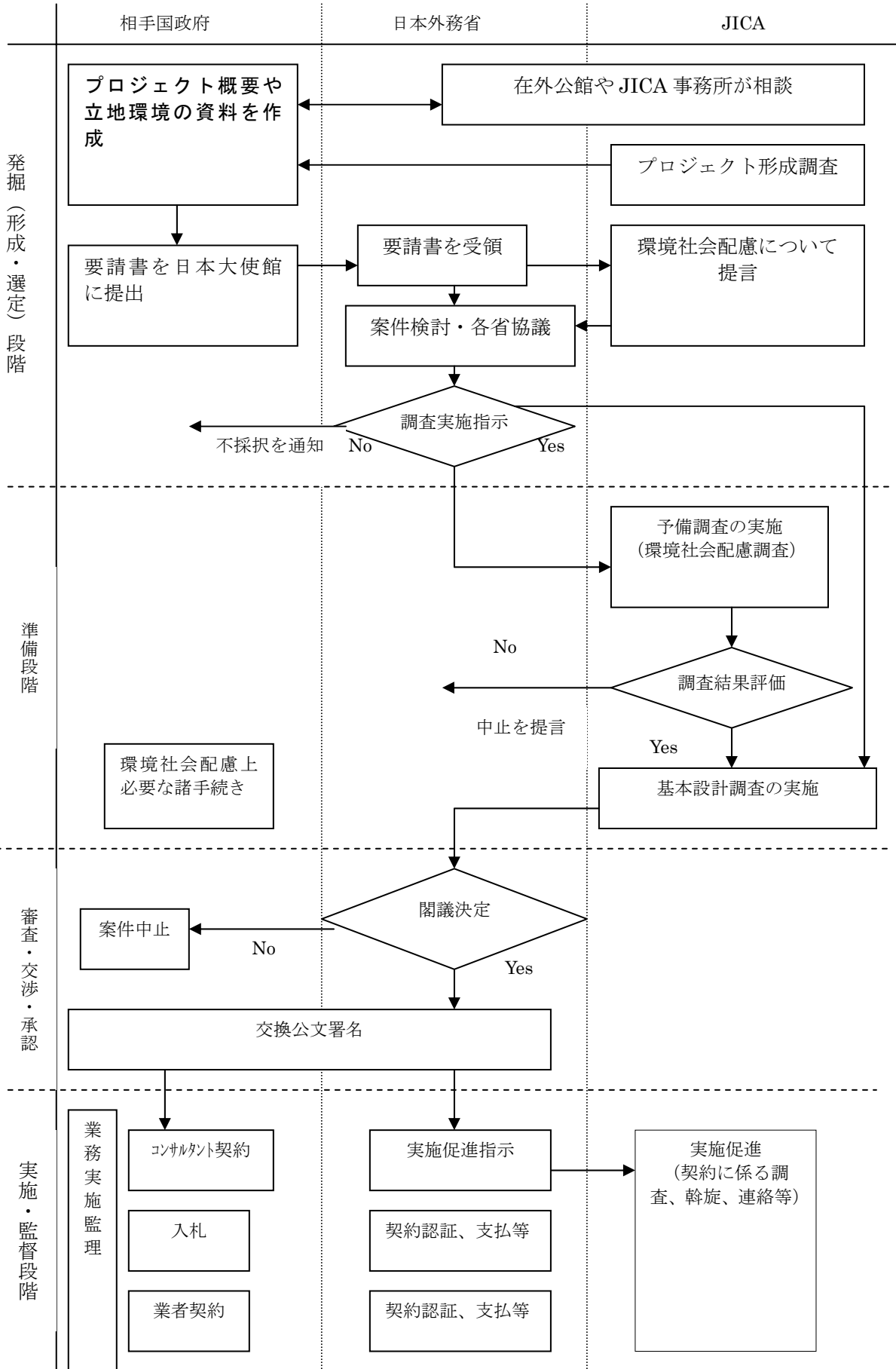
図1 各主体の役割（開発調査の場合）



注1：プロジェクト形成調査は、必要に応じて実施される。

注2：環境社会配慮ガイドライン改定委員会用の資料としてJICAが作成。

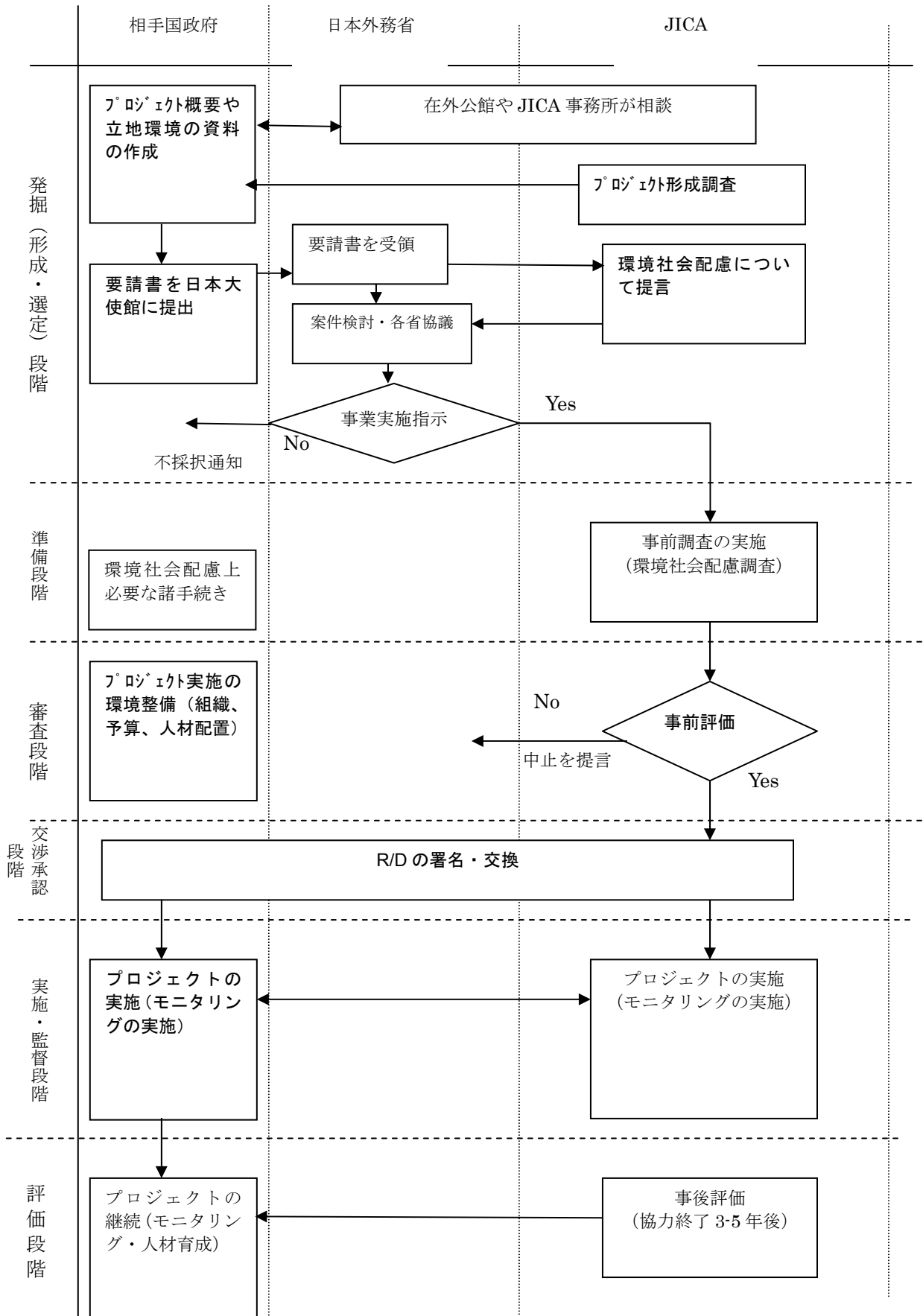
図2 各主体の役割（無償資金協力の場合）



注1：プロジェクト形成調査は、必要に応じて実施される。

注2：環境社会配慮ガイドライン改定委員会用の資料としてJICAが作成。

図3 各主体の役割（技術協力プロジェクトの場合）



注1：プロジェクト形成調査は、必要に応じて実施される。

注2：環境社会配慮ガイドライン改定委員会用の資料としてJICAが作成。

開発調査においては、JICAは相手国政府との間で実施細則(S/W)を取り決め、これに基づいて、JICAが選定したコンサルタントが相手国政府と協力して調査を行い、報告書を作成し、その間併せて技術的支援を行う。開発調査には、国全体又は特定地域での総合開発計画やセクター別の長期計画を策定するマスタープラン調査(M/P)と、優先度を与えられたプロジェクトの実行可能性を検証し、実施に最適な事業計画を策定するフィージビリティ調査(F/S)及びプロジェクトの実施を前提とする詳細設計調査(D/D)があるが、円借款などが内定したプロジェクトについては、工事着工に必要な設計図等の作成を目的としてJICAとJBICによる連携実施設計調査(連携D/D)が実施されることもある。

JICAが行う無償資金協力の業務は、基本設計及び概算事業費の積算を行う基本設計調査と、政府間の交換公文(E/N)の署名により事業が開始された以降適切に事業が実施されるよう監理を行う業務(実施促進業務)である。なお、採択の可能性がある優良案件の中で、実施体制など要請内容をさらに現地で確認する必要があるものについては、基本設計調査に先立って、JICAは予備調査を行う場合もある。

技術協力プロジェクトは、専門家の派遣、研修員の受入れ、機材の供与という3つの協力形態を柔軟に組み合わせ、ひとつのプロジェクトとして協力を行う。JICAは、この全体の実施を担当する。プロジェクトの内容は、専門家の長期派遣や短期派遣を行い、現地の技術者に技術を伝え、その技術者が日本の関係機関での研修を行いさらに技術を高めるものである。また、プロジェクトを運営するために必要な機材も日本から供与され、効果的な協役に役立てられる。

## 2. 2 JICA協力事業における環境社会配慮の状況

JICAは、環境アセスメントに関するOECDの勧告(1985年及び1986年)を受けて、海外経済協力基金と協力しつつ、1988年に「分野別(環境)援助研究会報告書」を取りまとめた。この報告書では、環境配慮を開発計画のできるだけ早い時期から実施することを環境配慮の実施の基本的な考え方の一つとし、開発調査事業におけるインパクト調査のためのスクリーニングとスコーピングの実施とその手法、並びに事前調査報告書とフィージビリティ(F/S)調査報告書における環境インパクトの評価を含めた環境関連の記述のあり方をまとめている。

これを受けて、JICAは、1990年以降(1994年3月まで)、開発調査の主に事前調査段階を対象として、20セクターについて「環境配慮ガイドライン」(以下「セクター別環境配慮ガイドライン」という)を作成し、事前調査にスクリーニングとスコーピングを導入した。

この作業を含め、JICAは、現地調査での必要に応じた環境調査団員の派遣、事前調査及び本格調査における環境配慮活動を行っている。

また、課題別指針を作成し、環境・社会影響に係るグッドプラクティスを明らかにするとともに、環境・社会面での配慮の強化を行ってきた。

## 2. 3 セクター別環境配慮ガイドラインの実施状況と評価

セクター別環境配慮ガイドラインは、開発調査の事前調査において、環境配慮団員がスクリーニングとスコーピングを行う際の参考資料として利用されている。本格調査については、専門的知識を有するコンサルタントが担当することから、特にガイドラインは定められていない。

また、事前調査におけるスクリーニングとスコーピングの結果を、JICA職員がチェックする際の参考資料として利用されている。

セクター別環境配慮ガイドラインは、開発調査の事前調査を対象としたものであるが、開発調査の本格調査、無償資金協力や技術協力においても援用して使用されている。

さらに、JICA協力事業における計画策定の初期段階で、どのような環境配慮作業を行っているのかを対外的に発信する機能も果たしている。

## 2. 4 改善を検討すべき点

前回の分野別（環境）援助研究会から10年以上が経過し、環境社会問題を取り巻く状況が変化した結果、新たな環境協力に関する方針を打ち出す必要性が高まり、2001年に第2次環境分野別援助研究会報告書が作成された。この報告書では、住民参加と情報公開の推進、代替案の検討、戦略的環境アセスメントの導入等が提言された。

また、JICA内部の検討作業として、1999年に「社会・経済インフラ整備計画、農業開発に係る環境配慮ガイドライン改定に係るプロジェクト研究」を実施し、ガイドライン見直しの提言を取りまとめた。

これらを踏まえて、本改定委員会においては、以下の検討課題を整理した。

- (1) 環境社会配慮の実施主体は相手国政府であり、JICAはそれを支援・確認する立場にあることを明確にする必要がある。
- (2) 環境社会配慮に関してJICAが負う責任を明確化する必要がある。
- (3) 案件検討の段階で、環境社会影響の程度などを判断するために十分なプロジェクト概要や立地環境の情報を入手する必要がある。
- (4) 特に、案件の要請から採択、プロジェクトの準備段階の作業について、適切に環境社会配慮に基づく検討を行う必要がある。
- (5) 環境社会配慮への支援・確認内容を案件毎に判断しているが、統一的な判断基準とその範囲及び各段階における具体的な支援・確認内容を明確にする必要がある。
- (6) 案件採択後、環境社会面での不適切な点が判明した場合、それを回避する方法を協力事業の中止も視野に入れて検討する必要がある。
- (7) 調査等の報告書をJICAの図書館で公開しているが、現地語での提供など、より積極的な情報公開を進める必要がある。
- (8) 協力事業完了後も、提言した環境社会配慮事項の実施状況についてフォローアップが必要である。

- (9) ガイドラインの運用については、各事業部が判断を行っているが、ガイドラインの適切な実施と遵守を確保するJICA内部の体制を強化する必要がある。
- (10) 改定に当たっては、JBICや国際機関等のガイドラインとの整合性を確保する必要がある。
- (11) 社会配慮の内容を検討する必要がある。

### 3. JICA協力事業における環境社会配慮についての基本的考え方

#### 3. 1 環境社会配慮の主体

対象プロジェクトにおける環境社会配慮の実施主体は、協力事業について要請を行った相手国政府であること。相手国政府は、自国の人権その他の諸法を守り、JICAが支援する環境社会配慮の助言等を自ら行う事業に活用するとともに、自国が批准した国際条約等を誠実に遵守すること。

この点を徹底することにより、相手国政府が適切な環境社会配慮を行う意思が明確であることがプロジェクトの採択及び継続の条件となること。

JICAの協力成果を、相手国政府が、対象プロジェクトの実施において自ら行う環境社会配慮に活用していくとの意思が確認されるべきであること。

したがって、協力事業における環境社会配慮作業は、相手国政府の主体的で積極的な参加による共同作業で行われるべきこと。

#### 3. 2 JICAの役割と責任

##### ① JICAの環境社会配慮における役割

JICAは、協力事業において、相手国政府が行う環境社会配慮が確保されることを確認し、不十分な場合は必要な支援を行う。また、確認の結果を踏まえ、協力の実施に関するJICAの各種意思決定を適切に行い、外務省に意見を提出する。これらにより、JICAは、開発途上地域の持続可能な開発の推進に貢献する。

ここでの支援とは、相手国政府に対し、環境社会配慮を行うために必要な調査、対応方策の検討、ノウハウの形成、人材の育成等の協力を行うことをいう。

ここでの確認とは、事業概要、立地環境、環境や地域社会に与える影響、環境社会配慮に関連する相手国政府の法体系の枠組み、実施体制（予算、組織、人材、経験）及び情報公開や住民参加の制度的枠組み及び運営状況等を各種情報、相手国政府との協議、現地調査等を通じて、対象プロジェクトについて適切な環境社会配慮が確保されていることを確認することをいう。

##### ② 協力事業の意思決定

JICAは、要請確認段階、準備段階、実施・監督段階、評価段階においてそれぞれ、

環境社会配慮についての支援・確認の結果を踏まえて意思決定を行う。

プロジェクトの実施に当たってJICAが直接意思決定を行うものは、技術協力だけであるが、開発調査と無償資金協力についても他の主体が行う意思決定にJICAの判断が十分に尊重されるよう、適切な仕組みを設けることが必要である。

### ③ JICAの責任

JICAは、相手国政府の責任において行われる環境社会配慮が適切なものとなるよう、環境社会配慮ガイドライン等に従い、必要な支援、確認及び意思決定を適切に行う責任を有する。

例えば、開発調査に関しては、JICAは環境社会配慮ガイドラインに照らし適切な調査等の作業を行って、必要な環境社会配慮の内容が盛り込まれた報告書を提出する責任を負っている。技術協力プロジェクトに関しては、JICAは相手国政府と一緒に事業を担うことから、JICAが協力する事業実施部分につき、その責任も負うものである。

## 3. 3 JICAによる環境社会配慮の重点

JICAは環境社会配慮を進めるに当たり、以下の視点を基本的に重視すべきである。これらの内容は、環境社会配慮ガイドラインにおいて基本方針及び手続に十分反映されることが必要である。

### ① 相手国政府の主体的取組の促進

相手国政府が環境社会配慮について主体的に取り組むよう、意識啓発、技術支援を行う。

### ② 幅広い配慮対象のスコープ

環境及び社会面での幅広い影響を視野に入れ、対応を行う。

### ③ 早期からの配慮

早期段階から広範な環境社会配慮を推進する。

特に、プロジェクト形成調査を実施する際、大規模インフラ案件が対象となる場合には、相手国政府と環境社会配慮に関する双方の姿勢について、早期段階において、合意を図る必要がある。

### ④ 事業実施における説明責任

JICAは事業実施において、説明責任と透明性を確保する。

### ⑤ ステークホルダーの参加

より現場に即した環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資するため、幅広いステークホルダーの意味ある参加を推進し、ステークホルダーの意見を意思決定に十分に反映する。

### ⑥ 情報公開

JICAは上記④⑤の実現のため、情報公開を積極的に行う。

### ⑦ フォローアップ

協力事業完了後も、提言した環境社会配慮事項の実施状況についてフォローアップを行う。

### 3. 4 環境配慮に当たり勘案すべき事項

協力事業における環境社会配慮において配慮すべき事項について検討を行った。これらの内容が、環境社会配慮ガイドライン及びその実施に反映されることが望ましい。

#### ① 社会的・制度的条件の確認と協力事業への反映

環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件及び協力事業が実施される地域の実情の影響を受ける。このため、環境社会配慮への支援・確認を行う際には、こうした条件を十分に考慮しなくてはならない。

特に、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済を受ける権利が制限されている地域における協力事業では、特別な考慮が求められる。例えば、人々が自由な意見を表明することが困難な国・地域では、ステークホルダーの安全のため、情報提供者を匿名にすること、通訳をJICA側が確保することなどが考えられる。

社会的・制度的条件を把握する際には、当該国の法制度の確認、人権に関わる条約等の批准・履行状況、協力事業が実施される地域の社会環境、慣習、コミュニティの活動状況等の情報を考慮する必要がある。

なお、本改定委員会において、開発援助が、被援助国・地域における紛争や軍事政権による住民への抑圧的な状況を助長しないよう、平和に与える影響への配慮を確保することは重要であるとの議論があった。このような、援助案件自体が、紛争の助長などの問題を引き起こすおそれがあるかどうかについて、環境社会配慮ガイドラインで可能な配慮を行うほか、援助案件の適切性という観点から、別途のチェックがされることが適当であろう。

注) 本改定委員会においては、援助案件の適切性を別途チェックする主体について「JICAとすべき」「JICA及び日本国政府とすべき」という2つの案が議論された。

#### ② 戦略的環境アセスメントの考え方の活用

環境影響評価（EIA、事業アセスメント：個々の事業段階で行われることが多い）に対して、その上位段階の意思決定における環境アセスメントは戦略的環境アセスメント（SEA）と呼ばれ、事業の前の計画段階（計画アセスメント）や、さらに前の政策段階で行われるものがある。大規模プロジェクトに対しては、事業段階のアセスメントでは事実上公害の発生や激甚な自然破壊の防止といった最小限の環境防衛に止まる場合が多いことや、早期段階から事業の必要性について合理的で社会的に公正なプロセスにより判断を行う必要があること、複数の事業が並行して行われる場合の累積的影響や複合的影響は事業アセスメントでは捉えられないことから、計画や政策段



階からの環境アセスメントの必要性が認識されてきている。海外では、欧州等における環境先進諸国や世界銀行のような国際機関で既にSEAの導入が進んでいる。中でもEUはSEA指令を定め、加盟国に2004年までにSEA法制化を義務付けており、世界の新しい動きとなっている。

プロジェクトの準備段階から相手国に密接に関与するスキームを有し、特に相手国の国・地域レベルでの総合計画やセクター別計画など上位段階の意思決定にも関与するJICAの協力事業の特性を踏まえ、環境社会配慮に係る重要事項として戦略的環境アセスメントの考え方を活用して早期段階からの環境社会配慮を確保する取組が期待される。

環境社会配慮ガイドラインにおいては、基本方針に位置付けるとともに、マスタープランに係る開発調査などSEAの考え方の導入が適当なものについて、できる限り「環境社会配慮支援・確認の手続き」に反映させる。

### ③ 環境管理上の計画の支援

プロジェクトの実施・運営期間中に環境や社会への悪影響を除去、相殺、又は許容できるレベルまで削減するための方策が適切に実施されることが重要であり、そのためには事業主体によりプロジェクトの内容に応じた適切な環境管理上の計画が策定され、実施されることが必要である。

環境社会配慮ガイドラインにおいては、対象プロジェクトに求められる環境社会配慮として、環境管理上の計画の策定を条件とし、特に影響が大きいと考えられるプロジェクトについては詳細な計画が策定されなければならないことを明示することが必要である。そして、JICAの協力事業の性質に応じて、準備段階では実施体制も含めた環境管理上の計画の策定を支援し、プロジェクトサイクルの実施・監督段階ではモニタリングや環境保全対策を相手国政府が実施する上で必要な支援を行い、協力終了後にはフォローアップを行うことが考えられる。

### ④ 人権等に関する国際条約等の尊重

現在、人権については、国際人権規約をはじめとする多くの条約等が作成されており、多くの国においてその受容も進んでいる。JICAの協力事業実施は、これらの国際的に確立した人権基準を十分尊重したものとしなくてはならない。（主要な人権基準については表2を参照のこと）

環境社会配慮ガイドラインにおいては、国際的な人権基準の遵守が環境社会配慮の前提であることを、前文等に明記することが望ましい。また、協力事業において個々に配慮すべき項目として、非自発的住民移転、先住民族、女性、子ども、少数民族の権利などをあげるべきである。

国際人権法等の尊重状況を把握する際の情報源として、人種差別撤廃条約等の人権関係の条約の批准状況等を確認することが有効である。

#### 4. 日本国政府等に求められる取組

ODAの透明性と効率性の向上を図ることを明示した新ODA大綱や「政府開発援助に関する中期政策」の考え方に沿って、ODA事業の透明性と説明責任を高め、適切な環境社会配慮を行っていく上で、日本国政府の役割は非常に重要である。ODA事業の実施に当たっては、JICAのみではなく様々な関係府省が案件選定の段階から政策対話を行っている。こうしたすべての段階において環境社会配慮を進めていくことが重要である。

関係府省においては、ODA事業の実施において、JICAが定める環境社会配慮ガイドラインを尊重した対応が求められる。

JICAの環境社会配慮に関わる作業が適切に行われるためには、各協カスキームのプロジェクトサイクル全体の中で、外務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、環境省等及びそれらの関係機関すべて（以下「関係主体」という。）において環境社会配慮が適切に勘案される必要がある。

上記関係主体による環境社会配慮の内容については、相手国の意識向上及び相手国からのJICA事業への適切な対応を促すため、明文化して相手国側にも周知されることが望ましい。

##### (1) JICA事業における環境社会配慮を有効に進めるための取組

JICA事業において環境社会配慮を有効に進めるためには、各段階において以下に示す取組を着実に実施する必要がある。

###### ① プロジェクト形成段階

プロジェクト形成段階から、環境と社会に配慮されていること。

###### ② 要請段階

要請の段階で、環境社会配慮に関して適切に判断できる資料があることが、環境社会影響のカテゴリ分類や案件採択の可否の判断、その後の協力事業の内容の検討を行うために極めて重要であること。このため、関係主体においては、要請を受け付ける際は、環境社会面の情報を添付するよう相手国に求める。

必要な情報については、標準的な項目を予め示すことが、情報収集においても、相手国の意識を高めるためにも効果的であり、要請時に次に掲げる事項が記載された書類が添付されていることが必要であること。

###### ●対象プロジェクトの必要性

●どのようにして対象プロジェクトの必要性を確認したのか（調査実施の有無、上位計画の存在等）

###### ●地域の状況

・対象プロジェクトが影響を及ぼす地域の経済・社会状況（特に生業形態、民族構成など）及び自然環境（別紙2の3.（2）を参照）

###### ●予測される環境社会影響

- 地域住民との協議の状況
  - ・ 対象プロジェクトの必要性や環境社会影響を把握する段階での住民への情報提供や住民との協議の状況又は今後の協議計画
  - ・ 今後の住民との協議計画
- 代替案の検討結果又は今後の検討計画
- 環境影響評価や環境社会調査の状況
  - ・ 当該国の環境影響評価制度上遵守する事項
    - \* 当該国における環境アセスメントの根拠となる法令
    - \* IEEやEIAの必要性の有無
  - (a) 不要、(b) IEEのみ必要、(c) IEEとEIAが必要、(d) EIAのみ必要
  - ・ IEE及び／又はEIAの実施状況・計画（実施済みの場合は報告書を添付、実施予定の場合は予算措置と、今後の計画について記述）

### ③ 協力事業の審査・採択段階

協力事業の審査に当たり、環境社会配慮の見通しについても検討が行われるべきこと。その際、JICAが環境社会配慮に関し提出する意見が十分勘案されるべきこと。

環境社会配慮についての情報が不足している要請については、相手国政府への追加情報提出依頼や、JICAによる予備的な調査などにより、必要な情報が確保されるべきこと。

要請内容に対して環境社会配慮への対応が不十分と考えられるものについては、要請内容の変更も含めた検討が行われるべきこと（無償資金協力の要請を、改めて開発調査として要請することを相手国に提言するなど）。

環境社会配慮が適切に行われる見通しがなく、事業が環境・社会に望ましくない影響を与えると考えられる場合は、採択すべきでないこと。

### ④ 協力事業実施段階

当初予期しなかった事実が判明し、事業目的を達成するために配慮事項のスクー  
 プを追加する必要がある場合には調査内容の変更など、案件内容の見直しが柔軟に行われるべきであること。

事業実施の過程で、対象プロジェクトの実施に当たって環境社会配慮が確保される見通しが極めて低いことが明らかになった場合、対象プロジェクト及び協力事業の大幅変更や中止を含めた抜本的な見直しを行うべきであること。

### ⑤ 審査ガイドラインの制定と実施

上記①～④を確保するため、開発調査と技術協力プロジェクトにおける関係主体の意思決定を透明にするための審査ガイドラインの制定と実施が早急に求められること。

## ⑥ 環境社会配慮の能力向上

関係府省のODA担当者や在外公館のODA担当職員が、環境社会配慮の重要性と環境社会配慮ガイドライン等による環境社会配慮の具体的取組について理解を深めるよう、研修等（外務研修での対応、無償・技術協力事務担当者会議での説明、パンフレット等の作成配布）を積極的に行うべきであること。

## （２）他のODA事業における環境社会配慮

### ① 無償資金協力等のガイドライン

無償資金協力（JICA業務部分以外）についても、今回作成しようとするJICAの環境社会配慮ガイドライン及びJBIC環境社会配慮ガイドラインを参考として、外務省において環境社会配慮を勘案した適切な無償資金協力ガイドライン等が十分な透明性を確保したプロセスで整備され、実施されることが望ましい。

### ② 他の関連機関によるガイドラインの活用等

JICAの開発調査に類似した事業を行っている機関（日本貿易振興会、（社）国際建設技術協会、（社）海外運輸協力協会、（社）海外農業開発協会、（財）海外通信・放送コンサルティング協会等の、各府省よりODA予算・補助金等を受けてODA案件発掘を行っている団体等）は、できる限り、JICA又はJBICの環境社会配慮ガイドラインと同様のガイドラインを作成するか、又はこれらのガイドラインを準用すべきである。

## 5. 環境社会配慮ガイドラインの基本的なあり方

### 5. 1 ガイドラインの体系の整備

環境社会配慮ガイドラインは、共通の方針に基づき、開発調査、無償資金協力及び技術協力プロジェクトを包括したものを作成する。

環境社会配慮ガイドラインに加えて、関連の技術的指針等環境社会配慮に関する体系がまとめられるべきである。

環境社会配慮ガイドラインは、各スキームについて具体的な環境社会配慮の手続を示す必要があるが、各スキームにより内容が異なるため、スキーム毎に記述することが必要である。

### 5. 2 ガイドラインの内容について

環境社会配慮ガイドラインにおいては、すべてのスキームの対象プロジェクトについて、その事業特性と地域特性に応じて、統一したカテゴリ分類方法を示すとともに、カテゴリ分類に応じた必要な環境社会配慮のあり方と支援内容を示すべきである。

これまで様々な国や国際社会で培われてきた、環境社会配慮に関する経験や成果を

も活かしつつ作成すべきである。

なるべく具体的に、方針、手続等を示すべきである。

参照すべき国際基準・条約・宣言等の現時点における代表例を表2に示す。

(表2) 参照すべき国際基準・条約・宣言等の代表例

条約・基準名	内容	備考
ILO先住民族条約、先住民族権利宣言	先住民族の人権に関わる権利(土地、言語、文化)	
子どもの権利条約*	子どもの人権に関わる権利	子どもの権利委員会が条約の解釈文書として採択する関連する「一般的意見」も参考となる。遵守状況については同委員会への政府報告書及び委員会の勧告が参考となる。
女性差別撤廃条約*、女性に対する暴力撤廃宣言	女性の人権に関わる権利	女性差別撤廃委員会が条約の解釈文書として採択する関連する「一般的勧告」も参考となる。遵守状況については同委員会への政府報告書及び委員会の勧告が参考となる。
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)*	医療、居住、食、水へのアクセス、教育などに関する権利	社会権規約委員会が条約の解釈文書として採択する関連する「一般的意見」も参考となる。遵守状況については同委員会への政府報告書及び委員会の勧告が参考となる。
市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)*	報道の自由、結社の自由等、司法の独立、法の下での平等、裁判を受ける権利	自由権規約委員会が条約の解釈文書として採択する関連する「一般的意見」も参考となる。遵守状況については同委員会への政府報告書及び委員会の勧告が参考となる。
人種差別撤廃条約*、少数者権利宣言	差別禁止、少数者保護(独自の文化の保護等)などに関わる権利	人種差別撤廃委員会が条約の解釈文書として採択する関連する「一般的勧告」も参考となる。遵守状況については同委員会への政府報告書及び委員会の勧告が参考となる。
障害者機会均等化基準規則	障害者の権利保護	
ワシントン条約	種レベルの保護	
ボン条約	種レベルの保護	
国際捕鯨取り締まり条約(IWC)	種レベルの保護	
南極海洋生物資源の保全に関する条約	種レベルの保護	
ラムサール条約	生態系レベルの保護	
世界遺産条約	生態系レベルの保護	
生物多様性条約(生物の多様性に関する条約)	生態系レベルの保護	
国連海洋法条約	生態系レベルの保護	
南極条約	生態系レベルの保護	

砂漠化対処条約	生態系レベルの保護	
---------	-----------	--

\*これらの条約については条約実施のための委員会が設置されており、これらは締約国の提出する条約の実施状況に関する報告書を検証し、勧告を行う。こうした各国の報告書および委員会の勧告は、各国の人権状況を把握するための基本文書として活用できる。

さらに今後本ガイドラインの趣旨を反映した形でセクター別環境配慮ガイドラインや課題別指針を改定し、ガイドラインの運用に際して参照する指針として位置付ける。改定作業においては、世界銀行等国際金融機関のセーフガード政策、国際人権基準、環境保護に関する国際条約等を参照する必要がある。こうした作業を行うために必要に応じてJICA・国際協力総合研修所の研究活動の有効な活用なども考慮すべきである。

相手国政府に義務付けることは困難であるが、勧奨することが望ましいことについては、環境社会配慮ガイドラインを補完する情報としてグッドプラクティスとして示すべきである。

注) 本改定委員会においては、以下のような議論もなされた。

「各国際条約で将来の保護対象となりそうな場所などについては、以下のような国際自然保護NGOがシャドーリスト（次点の候補地をリスト化）を作成している場合があるので、これらも十分に活用して案件の検討を行う。

- 1) WWF（世界野生生物基金）
- 2) IUCN（国際自然保護連合）
- 3) Conservation International（CI）
- 4) BirdLife International（BLI）
- 5) Wetlands International（WI）」

### 5.3 ガイドラインの法的位置付け

環境社会配慮ガイドラインは、JICAの業務を広範に律するものであることから、その適切な実施を確保するため、JICAの運営に関する制度の中に明確に位置付けられることが必要である。JBICの環境社会配慮ガイドラインについては、国際協力銀行法に基づく省令「国際協力銀行の業務方法書の記載事項に関する命令」において、「環境配慮その他業務に関し必要な事項」を業務方法書に記載するよう明示的に定めている。これに従って、業務方法書では「本行は、別に定める環境配慮のためのガイドラインを指針とし、業務運営を行う」と規定されている。以上のJBICに関する規定を参考として、所管省及びJICAにより、環境社会配慮ガイドラインについても適切な法的位置付けが与えられることが期待される。

## 6. 環境社会配慮ガイドラインの適切な実施・遵守の確保

### 6. 1 ガイドラインの周知徹底

JICAは、環境社会配慮ガイドラインが協力事業の対象国及び日本国内の関係者に広く理解されるよう、周知徹底の努力を行うことが必要である。具体的には、日本語及び英語の資料のホームページへの掲載、主要な援助対象国のみならず可能な限りの援助対象国の現地公用語への翻訳や配布、関心を持つNGO、専門家、企業（現地コンサルタント）等を対象にしたセミナー等の開催が考えられる。

### 6. 2 JICAの実施体制等

#### ① 事業実施部局における体制整備

第一義的に、環境社会配慮の作業を行う事業実施部局において、十分な体制整備が行われることが必要である。

在外事務所においても、環境社会配慮のための体制と人員配置が確立される必要がある。

#### ② 環境社会配慮の審査部局の設置等

JICAは、事業実施部局が行う環境社会配慮の作業を専門的な立場から審査し、必要な意見を述べるため、環境社会審査を担当する部署（環境社会審査室：仮称）を設置すべきである。

環境社会審査室は、協力事業の環境社会配慮面での決定において、最終的な審査を行う権限を有し、本ガイドラインの遵守を確保する責務を負う。

具体的には、環境社会審査室は、協力事業の環境社会配慮の決定に要するすべての行為に関与し、各段階で助言や改善策の提示等を行うとともに、決裁権を有することとすべきである。

JICAは、環境社会配慮の重要性とその確保を内部的に担保するため、役員レベルの環境審査担当者を置き、環境社会審査室をこの者の下に置くことが望ましい。

JICAは、カテゴリA及び案件の審査において、外部有識者による審査諮問・助言体制を整えるべきである。その場合、そこでの意見や議論は公開するなど透明性の確保が必要である。

調査業務の適切かつ効率的な推進を図るために協力事業毎に設けられている作業監理委員会について、JICAの意思決定プロセスにおいて作業監理委員会が現在果たしている役割を検証し、その存在意義を確認した上で、そのあり方について廃止も含めた見直しを行うべきである。仮に存続するとの結論になった場合においては、作業監理委員会と審査諮問機関との機能が重複することがないように整理を行うとともに、両者の十分な連携が確保されるようにする必要がある。また、作業監理委員会の透明性

を確保するため、作業監理委員会での議論及びその情報を公開する必要がある。

JICAは上述の環境社会審査室や外部有識者からなる審査諮問機関の設置などの組織的体制の整備に伴って、これらの組織が予測できなかった緊急かつ重大な事態に対して臨機応変に活動するために「環境社会影響配慮緊急調査予備費」の項目を別途設けることが望ましい。

### ③ 適正な調査団員の選定・活用

開発調査や無償資金協力調査事業においては、JICAにより選定されたコンサルタントが調査団を形成する。

適切な環境社会配慮の実施に当たっては、適正なコンサルタントの選定が重要であることから、環境分野と社会分野の違い、環境分野においても公害分野と自然環境分野の専門性の違いを踏まえ、各専門分野について適切な対応が行われるよう複数の要員が配置されること等が必要である。

調査団において環境社会配慮調査の実施及び取りまとめは環境社会配慮に係る団員が担当するが、調査全体の総括を担うチームリーダーにおいても、積極的に環境社会配慮に取り組むことが求められる。そこでJICAは、環境社会配慮が求められる開発調査のコンサルタントを選定するに当たっては、環境社会配慮への対応能力について重視する必要がある。

JICAは、コンサルタントが環境社会配慮を積極的に実施するよう、業務指示書において、事前調査で明らかになった重点事項や、情報公開・住民参加を含む環境社会配慮に係る必要となる作業項目を適切に盛り込むとともに、それに要する十分な調査期間と投入人月量を確保する必要がある。

JICAは、調査の進行過程において明らかになる環境社会配慮上の問題、新たに必要となる情報公開・住民参加に適切に対応するため、コンサルタントとの契約においても、柔軟に対応する必要がある。

JICAは、開発調査において事前調査の結果を本格調査に適切かつ効果的・効率的に反映させる必要がある。

### ④ その他

JICA本部と在外事務所の職員（環境社会配慮に携わる職員に加え、協力事業や情報公開に携わる職員を含む）、また、JICAの協力事業を実施するコンサルタントや専門家が環境社会配慮ガイドラインによる環境社会配慮の取組について十分に理解するよう研修等を行うことが必要である。

JICAは、環境社会配慮ガイドラインの実施における、これまで作成した課題別指針やガイドラインに準じる文書類の環境社会配慮関係の内容の具体的取扱いについて整理し、具体的に示すことが必要である。

JICAは、JICA職員及びコンサルタントが、環境社会配慮ガイドラインに沿って業務を適正に実施できるよう、現行の事前調査用のセクター別環境配慮ガイドラインの見



直しも含めて、必要な技術的資料を整備すべきである。これらの資料は、JICAの協力事業の透明性を高めるとともに、被援助国の意識向上及びJICA事業への理解向上のため、公開すべきである。

### 6. 3 ガイドライン実施の遵守確保

JICAは、環境社会配慮ガイドラインに示された方針や手続を適切に実施し、環境社会配慮ガイドラインの遵守を確保しなければならない。

遵守を確保するための措置として、JICAは環境社会配慮ガイドラインの実施状況を監督・評価する仕組みを整えるほか、環境社会配慮ガイドラインの不遵守に関する異議申立てを受け付けて、必要な調査等の措置を行うための体制を作るべきである。

異議申立てに関しては、開発調査のようにJICAの協力事業そのものによっては具体的影響が生じることは想定しにくい一方、JICA協力事業の成果が将来事業化された時に、影響が生じる可能性があるというJICA事業の特性を念頭において適切かつ有効な仕組みを作る必要がある。

具体的な異議申立ての仕組みについては、JICAにおいて、幅広い関係者の意見を聞いて検討を行い、環境社会配慮ガイドライン本体の施行に併せて整備すべきである。

また、セクター別環境配慮ガイドライン等環境社会配慮ガイドライン制定以前に実施されたJICA事業の環境社会配慮に係る遵守の問題について、その対応のあり方を検討すべきである。

## 7 ガイドラインの構成と内容

環境社会配慮ガイドラインは、以下の構成と内容を基本として作成することが適当である。

この環境社会配慮ガイドラインの構成と内容は、適切な環境社会配慮を確保するため、現時点で考えられる望ましい姿を示したものである。JICAにおいては、この趣旨を踏まえ、この内容を最大限実施することを要請する。

ここで示した環境社会配慮の実現のためには、直接の環境社会配慮の仕組みにとどまらず、協力事業全体の実施のあり方、JICAの組織・運営も含めて、必要な見直しが必要である。

### ○ JICA環境社会配慮ガイドラインの構成と内容

環境社会配慮ガイドラインの基本とすべき内容を示す。内容の考え方、趣旨等についての解説を「」書きで付した。

## I. 基本的事項

### 1. 環境社会配慮の理念

「冒頭に、アジェンダ21、世界人権宣言、主要援助機関のガイドライン等の国際的な規範、さらに日本における規範であるODA大綱等を踏まえ、本ガイドラインの拠って立つべき環境社会配慮の基本理念を示すべきである。これにより、開発途上国を含む幅広いステークホルダーとの間でJICAの目指す環境社会配慮の価値規範について共通の理解を得ることができ、幅広い者の参加による環境社会配慮の確保を図ることが可能になる。具体的には、以下の内容を含むべきである。」

1972年にストックホルムで開催された国連人間環境会議において、環境問題への国際的な取り組みの第一歩が踏み出された。そして1974年のローマクラブによる「成長の限界」、さらに1987年の「我ら共有の未来」を経て、1992年のリオデジャネイロにおける国連環境開発会議（地球サミット）に至る軌跡は、先進国と開発途上国で「持続可能な開発」を協働で取り組むべき地球規模の目標とする過程であった。しかし、その後の双方の努力にもかかわらず、多くの開発途上国は未だに「持続可能な開発」の軌道に乗れず、開発に伴う環境社会面での悪影響が少なからず報告されている。

平和国家である日本はこれまでに開発途上国の自助努力を支援するための開発協力に多大な貢献をしてきた。そして開発途上国との間で、以下に述べるような基本的価値と、環境と開発の共生ビジョンを共有していると認識している。

開発援助における技術協力を担うJICAが相手国の主体的に取り組む「持続可能な開発」に果たす役割はきわめて重要である。なぜならば、持続可能な開発の達成に当っては、開発に伴う様々な環境費用と社会費用を開発費用に内部化することと、それを支える社会と制度の枠組みが不可欠である。その内部化と制度の枠組みを作ることが「環境社会配慮」であり、ODAにおける技術協力を担うJICAが環境社会配慮を適切に行うことが求められている。

開発に伴う「環境社会配慮」という創造的行為を形作り実質的に機能させるには民主主義と基本的人権という基本的価値が保全されねばならない。我が国のODA大綱においてもこれらの価値の促進を強く謳っている。これらの価値から導かれる行動規範はいわゆる「良い統治（Good Governance）」が備える属性としての参加性、意思決定の透明性、情報の公開性、説明責任、効率性である。

従って、「環境社会配慮」は基本的人権の遵守と民主的統治システムの原理に基づき、幅広いステークホルダーの意味ある参加と意思決定プロセスの透明性を確保し、このための情報公開に努め、効率性を十分確保しつつ行わなければならない。これらの当然の帰結として、関係政府機関は説明責任が強く求められる。あわせてその他のステークホルダーも責任を持った発言が強く求められる。

これらの価値と行動規範の拠って立つべき理念として、本件「環境社会配慮ガイドライン」は策定されたものである。

## 2. JICAの環境社会配慮の基本方針

「本ガイドラインにおいては、まず、ガイドラインの前提となるJICAとしての環境社会配慮に取り組む基本方針を明らかにすることが必要である。基本方針としては、以下の内容を示すことが必要である。」

JICAは、相手国政府の開発目的に資する協力事業の対象プロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避又は最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、相手国政府による適切な環境社会配慮の確保を支援し、もって開発途上国の持続可能な開発に寄与する。

JICAは、協力事業の対象プロジェクトが環境社会配慮の観点から満たされなければならない要件を本ガイドラインで明記し、相手国政府がその要件が満たすことができるよう協力事業により環境社会配慮の支援を行う。JICAは、適切な支援が行われるよう相手国政府の取組及び協力事業の内容につき、適宜確認を行うとともに、これを踏まえて必要な意思決定を行う。

JICAは、環境社会配慮の支援及び確認の結果並びに協力事業の取扱いに関するJICAの見解を、協力案件の採択等に関する日本国政府の意思決定が適切になされるよう、提言等により提供する。

（重要事項1：幅広い配慮対象の範囲）

JICAは、環境及び社会面での幅広い影響を視野に入れ、対応を行う。

（重要事項2：早期段階からの環境社会配慮の確保）

JICAは、協力案件の相手国政府における準備・形成段階から関与する場合や、マスタープラン等の全体的な開発計画に関する協力事業においては、戦略的環境アセスメントの考え方を導入し、早い段階からの広範な環境社会配慮の確保がなされるよう相手国政府に働きかけるとともに、その取組を支援する。その際、複数の代替案の検討を盛り込めるよう努める。

（重要事項3：協力事業完了以降のフォローアップ）

JICAは、協力事業の完了以降においても、一定期間、必要に応じ、環境社会配慮が確実に実施されるよう相手国政府に対する働きかけを行い、必要に応じ協力事業により支援す

る。

（重要事項 4：事業実施における説明責任）

JICAは、事業実施において説明責任と透明性を確保する。

（重要事項 5：ステークホルダーの参加）

JICAは、より現場に即した環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資するため、事業対象地に居住する住民（不法居住者を含む）、対象プロジェクトに対して知見若しくは意見を有する国際及び現地のNGO、研究者、関係する政府機関（中央及び地方機関）等（以下「ステークホルダー」という。）の意味ある参加を対話を確保し、ステークホルダーの意見を意思決定に十分に反映する。

参加するステークホルダーは責任を持った発言を強く求められる。

（重要事項 6：情報公開）

JICAは、適切な環境社会配慮を達成するために、説明責任の確保及び多様なステークホルダーの参加と対話を確保するため、事業本体の情報を含めた環境社会配慮のための情報公開を、相手国政府の協力の下、積極的に行う。

（重要事項 7：内部の実施体制）

JICAは、環境社会配慮が十分かつ効果的に達成されるよう常に留意し、その組織体制、実施能力の充実に努める。

### 3. ガイドラインの目的

本ガイドラインは、JICAが行う環境社会配慮支援・確認の手続、環境社会配慮支援の内容、環境社会配慮確認の要点、対象プロジェクトが環境社会配慮の観点から求められる要件を示すことにより、相手国政府に対し、適切な環境社会配慮の実施を促すとともに、上記基本方針に掲げるJICAが行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保し、また日本国内及び相手国政府とステークホルダーに対する説明責任及び透明性の確保を図る。

### 4. 定義

本ガイドラインにおいて「環境社会配慮」とは、大気、水、土壌への影響、生態系及び

生物相等の自然への影響、非自発的住民移転、先住民族等の人権の尊重その他の社会への影響に配慮することをいう。「配慮」とは、事業の計画と実施に当たって、情報公開とステークホルダーの参加を重視し、環境と地域社会に及ぼす影響について調査・予測し、その影響を回避又は低減する対策を講ずることをいう。

本ガイドラインにおいて「協力事業」とは、開発調査、無償資金協力、及び、技術協力プロジェクトにおいてJICAが実施する業務をいう。

本ガイドラインにおいて「対象プロジェクト」とは、協力事業における環境社会配慮支援・確認その他の協力の対象である相手国のプロジェクトをいう。

本ガイドラインにおいて「JICA環境社会配慮調査」とは、対象プロジェクトに求められる環境社会配慮を確保するために、協力事業においてJICAが実施する環境社会配慮に係る調査をいう。

本ガイドラインにおいて「現地環境影響評価」とは、相手国の環境影響評価の制度に基づき事業実施主体が行う環境影響評価をいい、必要な諸手続を含むものである。

本ガイドラインにおいて「支援」とは、相手国政府に対し、環境社会配慮を行うために必要な調査、対応方策の検討、ノウハウの形成、人材の育成等の協力を行うことをいう。

本ガイドラインにおいて「確認」とは、事業概要、立地環境、環境や地域社会に与える影響、環境社会配慮に関連する相手国政府の法体系の枠組み、実施体制（予算、組織、人材、経験）及び情報公開や住民参加の制度的枠組み及び運用状況等の各種情報、相手国政府との協議、現地調査等を通じて、対象プロジェクトについて適切な環境社会配慮が確保されるかどうかを判断することをいう。

本ガイドラインにおいて「意思決定」とは、確認の結果を踏まえて、協力の実施について判断を行うことをいう。要請確認段階、準備段階、実施・監督段階、評価段階において、JICAは必要な確認を行った上で、意思決定を行う。

本ガイドラインにおいて「EIAレベル」とは、詳細な現地調査に基づき、環境影響の詳細な予測・評価、緩和策の検討、環境モニタリング計画の検討等を実施するレベルをいう。

本ガイドラインにおいて「IEEレベル」とは、既存データなど比較的容易に入手可能な情報、現地踏査、必要に応じた簡易な現地調査に基づく調査レベルをいう。

## 5. 環境社会配慮の対象範囲（検討する影響のスコープ）

環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響（越境の又は地球規模の環境影響を含む。）並びに以下に列挙するような事項への社会影響を含む。

- ・ 非自発的住民移転等人口移動
- ・ 雇用や生計手段等の地域経済

- ・ 土地利用や地域資源利用
- ・ 社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織
- ・ 既存の社会インフラや社会サービス
- ・ 貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ
- ・ 被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性
- ・ ジェンダー
- ・ 子どもの権利
- ・ 文化遺産
- ・ 地域における利害の対立
- ・ HIV/AIDS等の感染症

環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響は、対象プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが必要である。

## Ⅱ. 基本的手続き

### 1. 協力事業に環境社会配慮上求められる重要な事項等

#### (1) 協力事業に求められる環境社会配慮

「相手国政府がJICAの協力事業で行われる環境社会配慮に適切に準備、対応できるよう、JICAが協力を行う条件として、被援助国が対象プロジェクトについて行うことが求められる環境社会配慮の内容を示すことが重要である。」

JICAは、案件の採択の可否や、協力事業における環境社会配慮の作業を行うに際して、相手国政府において、対象プロジェクトについての環境社会配慮が適切に行われることを確認するとともに、これが確保されるよう相手国政府に支援を行う。

相手国政府に対して、別紙1に示す取組を求める。

#### (2) 現地環境影響評価文書の情報公開

現地環境影響評価において作成される各種文書や報告書（以下「現地環境影響評価文書」という。）は、相手国の公用語又は広く使用されている言語で書かれていなければならない。また、説明に際しては、地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作

成されねばならない。

現地環境影響評価文書は、地域住民等も含め、相手国において公開されており、地域住民等のステークホルダーがいつでも閲覧可能であり、また、コピーの取得が認められていることが要求される。

## 2. 環境社会配慮支援・確認の基本的枠組み

### (1) 環境社会配慮の責任主体

対象プロジェクトにおける環境社会配慮の主体は相手国政府であり、JICAは本ガイドラインに沿って相手国政府が行う環境社会配慮を支援・確認する。

### (2) JICAによる環境社会配慮支援・確認

JICAは、協力を行う各段階において、協力事業の性質に応じて環境社会配慮支援・確認を以下のとおり行う。

- (a) 協力事業の要請がなされた際に、要請案件における環境社会配慮の内容等について確認し、カテゴリ分類を行うこと
- (b) 協力事業として対象プロジェクトの計画を策定する際（例えば、開発調査の事前調査や本格調査）に、対象プロジェクトのカテゴリ分類を必要に応じて見直す。これとともに、環境社会配慮のための様々な代替案を考察し、これらに関して調査・検討すべき項目及び調査等の手法を、情報公開を行った上でステークホルダーと協議し、その結果を反映させるプロセスを経て、選定すること（スコーピング）
- (c) 協力事業として対象プロジェクトを実施する際（例えば、技術協力プロジェクトの実施）に、モニタリングを行うこと
- (d) プロジェクトサイクルの評価段階に、フォローアップを行うこと

---

注) 「スコーピング」：カテゴリ分類に基づき、調査・検討すべき代替案及び評価項目の範囲並びに調査の手法等について検討し、決定すること。

JICAは、上記協力事業の環境社会配慮を通じて、対象プロジェクトが本ガイドラインが示す環境社会配慮上の要件を満たすよう相手国政府に対して以下の支援を行う。

- 相手国と共同して、協力事業の環境社会配慮調査を行い、対象プロジェクトにおける適切な環境社会配慮を提示する。
- 協力事業の環境社会配慮調査の共同作業を通じて、相手国に対し、適切な環境社会配

慮のための技術的支援を行う。

- 相手国政府の別途の要請に応じ、当該国の手続制度に基づく環境影響評価の実施に当たって、技術的支援を行う。

### (3) カテゴリ分類

JICAは、協力事業の実施に際して、対象プロジェクトを、その概要、規模、立地、当該国の環境影響評価制度の内容等を勘案して、以下に示すように環境・社会的影響の程度に応じて3段階のカテゴリ分類を行う。本ガイドラインにおいて「スクリーニング」とは、対象プロジェクトの事業特性と地域特性に基づき、協力事業における環境社会配慮の手続と内容を定めるための作業をいう。

カテゴリA：環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクトはカテゴリAに分類される。また、影響が複雑であったり、先例がなく影響の予測が困難であるような場合、影響範囲が大きかったり影響が不可逆的である場合もカテゴリAに分類される。さらに、相手国政府等が定めた環境に関連する法令や基準等で詳細な環境影響評価の実施が必要となるプロジェクトはカテゴリAに分類される。影響は、物理的工事が行われるサイトや施設の領域を超えた範囲に及びうる。カテゴリAには、原則として、影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、影響を及ぼしやすい特性を持つプロジェクト及び影響を受けやすい地域あるいはその近傍に立地するプロジェクトが含まれる。影響を及ぼしやすいセクター・特性や影響を受けやすい地域の例示一覧を別紙2に示す。

カテゴリB：環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリAに比して小さいと考えられるプロジェクトはカテゴリBに分類される。一般的に、影響はサイトそのものにしか及ばず、不可逆的影響は少なく、通常の方策で対応できると考えられる。

カテゴリC：環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられるプロジェクト。

スクリーニングの後でも、協力事業の進捗に伴い配慮すべき環境社会影響が新たに判明した場合など、必要に応じて機動的にカテゴリ分類を変更するものとする。

マスター・プラン作成の場合のように、協力事業の初期段階では対象プロジェクトが明確でない場合が多いが、その場合は対象プロジェクトを想定してカテゴリ分類を行い、対象プロジェクトが複数のサブプロジェクトで構成される場合は、当該サブプロジェクトの総体（複合的、累積的影響）に対しスクリーニングを行う。また、複数の代替案を



検討する場合は、それら代替案のなかで最も重大な環境社会影響の可能性を持つ代替案のカテゴリ分類に拠るものとする。協力事業の進捗に伴い対象プロジェクトが絞り込まれた以降は、適宜カテゴリ分類を見直すものとする。

#### (4) 環境社会配慮確認の要点

JICAは、対象プロジェクトが本ガイドラインが示す環境社会配慮上の要件を満たしているかどうかを原則として以下のように確認する。

- 相手国及び当該地方の政府等が定めた環境や地域社会に関する法令や基準等を遵守しているかどうかを確認し、また、環境や地域社会に関する政策や計画に沿ったものであるかを確認する。
- さらに、環境社会配慮等に関し、日本、国際機関、地域機関、日本以外の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等基準やグッドプラクティス等を参照する。相手国における環境社会配慮の法令等がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国政府（地方政府を含む）及びプロジェクト実施主体に対話を通じて働きかけを行い、その背景、理由等を確認する。なお、環境社会配慮確認においては、JICAは対象プロジェクトに関する、あるいはプロジェクトをとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であることに留意する。

#### (5) 環境社会配慮に当たり勘案すべき事項

##### ① 社会的・制度的条件の確認と協力事業への反映

環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件及び協力事業が実施される地域の実情に影響を受ける。このため、環境社会配慮への支援・確認を行う際には、こうした条件を十分に考慮しなくてはならない。特に、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済を受ける権利が制限されている地域における協力事業では、特別な考慮が求められる。例えば、人々が自由な意見を表明することが困難な国・地域では、ステークホルダーの安全のため、情報提供者を匿名にすること、通訳をJICA側が確保することなどが考えられる。

##### ② 人権等に関する国際条約等の尊重

JICAは、協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重する。この際、女性、先住民族、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する。

##### ③ 環境社会調査における不確実性及び予防的取組手法の考慮

環境や地域社会に対する影響を事前に把握するには関連する様々な情報が必要であるが、影響のメカニズムが十分に明らかになっていないこと、利用できる情報が限られていること等の理由から、影響予測を行うことには一定の不確実性が伴うことがある。そのため、影響の規模や不確実性等が大きいと判断される場合には、可能な限り予防的な取組手法に即した環境社会配慮を適用する必要がある。

## (6) 審査諮問機関の設置と活用

JICAは、対象プロジェクト及び協力事業における環境社会配慮の支援・確認に関し、環境社会配慮審査室の審査を助けるために、必要な知見を有する外部の専門家からなる審査諮問機関を第三者的な機関として常設する。審査諮問機関は、カテゴリA及びB案件について、要請段階から関与し、環境社会配慮審査室からの諮問に対応して支援の是非について答申するほか、個々の協力事業における環境社会配慮面での助言を行う。なお、個別プロジェクトの特性等を勘案し必要に応じて臨時委員の参画を求めることとする。

審査諮問機関の議論は公開される。議事録は発言順に発言者名を記したものを作成し公表する。

審査諮問機関と既存の作業監理委員会との役割分担を明確にする必要がある。

## (7) JICAの環境社会配慮支援・確認に係る情報公開、ステークホルダーの参加

### ① 基本的考え方

対象プロジェクトの環境社会配慮に係る情報公開は、相手国政府が主体的に行うことを原則とし、JICAは、相手国政府が、対象プロジェクトの環境社会配慮に係る情報公開を実施することを支援する。

JICAは、環境社会配慮に関し重要な情報を協力事業の主要な段階で本ガイドラインに則って対象プロジェクトの特性に応じた適切な方法で自ら情報公開する。

JICAは、協力事業の初期段階において、上記情報公開が確実に行われることを担保するための枠組みについて、相手国政府と協議し合意する。

公開すべき環境社会配慮に関する情報には、協力事業本体に関する関係の情報を含む。

JICAは、公開を行う情報のほか、第三者に対し、求めに応じて可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う。

JICAは、協力事業のプロセスにおけるものを含め対象プロジェクトに係る環境社会配慮に関する情報が現地のステークホルダーに対して公開・提供されるよう、相手

国政府に対して技術協力等を積極的に行う。

## ② 情報公開の時期と方法

情報公開は、ステークホルダーとの協議を行う場合において、事前に十分な時間的余裕を持って行う。

JICAは、情報公開をウェブサイト上で日本語及び英語により行うとともに、JICA本部、現地事務所等において閲覧に供する。

JICAは、ウェブサイト上での公開に合わせて、現地において、地域の人々が理解できる言語と様式による資料を作成し、積極的に情報公開を行う。

## ③ ステークホルダーとの協議

JICAは、協力事業の主要な段階において、合理的な範囲内でできる限り幅広いステークホルダーとの協議を相手国政府と共同で行い、その結果を協力事業に反映させる。

ステークホルダーとの協議を行う際、対象プロジェクトの影響を直接受けると想定される住民に対して特に留意しつつ協議を行う旨を事前の広報により周知し、意味ある協議とする。

JICAは、カテゴリAについては、開発ニーズの把握、環境社会面での問題の所在の把握及び代替案の検討が可能な早い段階からステークホルダーとの協議を行う。この場合、少なくともスコーピング時及び環境社会配慮の概要検討時（協力事業のインテリムレポート作成時等）及び最終報告書案作成時等の各段階において継続的に協議を行う。

協議の内容については、対象プロジェクト全体についてのニーズや問題の把握について検討したり、代替案について検討したりすることも広く含める。

カテゴリBについても、必要に応じ、ステークホルダーとの協議を行う。

協議を行った場合は、協議記録を作成しなければならない。

## ④ 意見の聴取と反映

JICAは、協力事業の主要な段階で、様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、必要に応じ、ステークホルダーからの情報提供を促進し、その結果を協力事業に反映させる。

JICAは、必要に応じ、関係機関、大学・研究機関、NGO、地域住民等の意見を求める。

## (8) JICAの意思決定

JICAは、対象プロジェクトの性質や立地環境、環境と地域社会に及ぼす影響の程度、相手国政府や事業実施主体者の環境社会配慮の実施体制及び情報公開や住民参加の措置の実施見込みについて、要請検討時に確認し、スクリーニングによるカテゴリ分類を行った上で、対象プロジェクトに関する環境社会配慮の観点から外務省に提言する。この場合において、重大な環境社会影響が予想される際には、相手国政府において当該対象プロジェクトの環境影響評価が必ず実施されることを求める旨の提言を外務省に行うとともに、必要に応じ、個別事業の要請であっても代替案検討を含むより上位の調査に変更すること、事業への無償資金協力から開発調査に変更すること、影響住民との協議を十分行うこと、代替案の検討を十分に行うことなどを採択の条件とすべき旨を外務省に提言する。

JICAは、外務省からの実施指示後、当初想定していなかった不適切な点が判明した場合、適切な環境社会配慮が確保されるよう協力事業に必要な措置を盛り込む。

このような対応を行っても、対象プロジェクトについて環境社会配慮が確保できないと判断する場合は、JICAは、協力事業を中止すべきことを決定し、外務省に提言する。ここで「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」として想定されるものとしては、例えば、開発ニーズの把握が不適切な場合、事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合、深刻な環境社会影響が懸念されるにも関わらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する計画がない場合、事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会配慮の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合などが考えられる。

JICAは、調査結果を反映した協力事業の最終報告書が本ガイドラインを満たすことを確認した上で、外務省及び相手国政府に提出する。

## (9) ガイドラインの適切な実施及び遵守の確保

JICAは、本ガイドラインに示された方針や手続きを適切に実施し、ガイドラインの遵守を確保する。JICAはその一環として、別途定めるところにより、事業担当部局から独立した組織により本ガイドラインの不遵守に関する異議申立への対応を行う。

## (10) ガイドラインの適用及び見直し

本ガイドラインは、2004年4月1日より施行し、2004年度の要請案件から適用する。2004年4月1日以前に要請がなされた案件については、可能な範囲で本ガイドラインを適用

する。

本ガイドラインの運用実態についての確認を行い、これに基づき、本ガイドライン施行後5年以内に包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改定を行う。

改定にあたっては、日本国政府、開発途上国政府、開発途上国の住民やNGO、日本のNGOや企業、専門家等の意見を十分に聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで改定を行う。

協力事業実施の経験に基づいた環境社会配慮ガイドラインの運用上の課題や対応策（特に社会配慮やマスタープランに関連して）を調査研究し、本ガイドラインの見直しに反映させる。

### Ⅲ. 環境社会配慮支援・確認の手続

#### 1. プロジェクトの要請確認段階（全てのスキームに共通）

- ① 外務省に要請された案件について、JICAは、事業概要、立地環境、相手国政府の環境影響評価制度の内容等に関する情報を確認し、事業特性及び地域特徴を踏まえ1回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行った上で、要請された案件の採択に関して環境社会配慮の観点から意思決定し、外務省に提言する。JICAは、カテゴリAに分類された案件については、意思決定に先立って事業実施国、実施地域、事業概要の3点をホームページ上で一定期間情報公開し、環境社会配慮の観点から外部の情報や意見を収集して意思決定に反映する。
- ② 必要な情報が不足する場合は、在外公館やJICA事務所等を通じて、相手国政府に照会する。また、照会のみでは情報が不十分と判断される場合は、JICAは調査団等を派遣し、関係者との協議や現地踏査等を通じて環境社会に関する情報を収集するとともに、速やかにその調査結果報告書の情報公開を行う。このような情報公開の実施が案件採択の条件であることについて、要請受付段階において相手国政府に対して説明しておく必要がある。
- ③ 外務省が要請を採択し、JICAに実施の指示が来た段階で、JICAは、プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠を情報公開する。

また、カテゴリA及びカテゴリBに分類された協力事業については、上記①でJICAが外務省に提言した内容（開発ニーズ、環境社会影響、調査及び事業の実施段階での政治・社会状況への配慮、住民参加と情報公開についてのJICAの分析及び見解、採択の可否やその条件など要請案件への支援に対するJICAの見解及びその根拠を含む）について情報公開を行う。

#### 2. 開発調査（マスタープラン調査）

## 2-1. 事前調査段階

- ① JICAは、1回目のスクリーニング結果等に基づき、協力事業の事前調査を行う。この際、カテゴリA及びBに分類された協力事業については必ず、カテゴリCに分類された協力事業については必要に応じて、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣し、現地踏査を行う。
- ② JICAは、要請書に記載のあった環境社会配慮関連の事項及び上記1.②で収集した環境社会に関する情報について確認を行うとともに、関連情報の収集、現地踏査、相手国政府との協議を行う。収集した情報及び相手国政府との協議結果に基づき、2回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行い、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。
- ③ JICAは、カテゴリ分類に基づき第1段階のスクーピングを行い、その結果に基づくJICA環境社会配慮調査のTerms of Reference (TOR) 案を作成する。ICAは、カテゴリAに分類された協力事業については、現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取り、情報公開を行った上でステークホルダーとの協議を行い、その結果をTOR案に反映させる。
- ④ JICAは、環境社会配慮に関して相手国政府と協議を行って、具体的な作業分担、連携、調整等の方法をまとめる。
- ⑤ JICAは、TOR案及び環境社会配慮の実施体制についての相手国政府との協議を踏まえ、相手国政府及びJICAの実施する事項を定めた協力事業のScope of Work (S/W) 案を作成する。また、JICA環境社会配慮調査の結果が、対象プロジェクトの計画・実施に適切に反映されることについて相手国政府の基本的な合意を得る。

## 2-2. S/W署名段階

- ① JICAは、実施内容と体制について相手国政府と合意できた協力事業について、TOR案を含むS/Wに署名する。なお、合意できない場合には、署名を行わずに保留案件とする。この際、JICAとして協力事業を実施すべきでないと思決定をした場合には、外務省に対して協力事業の中止を提言する。
- ② JICAは、署名後速やかに、S/Wと環境社会配慮に関連する情報（事前調査報告書の関連部分を含む）を公開する。

---

注) 「Terms of Reference」：環境社会配慮調査を実行するための一連の管理や手続き及び技術上の必要事項を記載したもの。スクーピングを通じて作成される。  
「Scope of Work」：開発調査の範囲、内容、スケジュール、便宜供与などを規定した合意文書。「実施細則」。

### 2-3. 本格調査段階

- ① JICAは、カテゴリ A 又は B に分類された協力事業については、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。
- ② JICAは、2-1. ①の事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、相手国政府と協議を行う。
- ③ JICAは、第2段階のスコーピングを行い、事前調査で作成・合意したJICA環境社会配慮調査のTOR案を必要に応じて改定し、TORを作成する。カテゴリ A に分類された協力事業については、情報公開した上でステークホルダーと協議を行い、その結果をTORに反映させる。協議の内容については、対象プロジェクトのニーズの把握や代替案の検討についても広く含める。
- ④ TORは、ニーズの把握、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとし、必要性や実施可能性を鑑み戦略的環境アセスメントの考え方を踏まえたものとする。JICAは、TORを相手国政府と協議の上その合意を得る。
- ⑤ JICAは、TORに従い、IEEレベルで、プロジェクトを実施しないことを含む代替案の検討などのJICA環境社会配慮調査を行い、この間、適宜、調査の過程で作成するインテリムレポート等各種レポートに反映する。
- ⑥ JICAは、環境社会配慮の概要検討時（協力事業のインテリムレポート作成時等）に、情報公開した上でステークホルダーと協議を行い、その結果を反映させる。
- ⑦ JICAは、上記を踏まえ、JICA環境社会配慮調査結果を反映した協力事業の最終報告書案を作成し、相手国政府に説明しコメントを得る。同案を情報公開するとともに、ステークホルダーと協議を行い、その結果を協力事業の最終報告書案に反映させる。
- ⑧ JICAは、調査結果を反映した協力事業の最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で外務省及び相手国政府に提出する。
- ⑨ JICAは、協力事業の最終報告書を完成後速やかに情報公開する。

## 3. 開発調査（フィージビリティ調査）

### 3-1. 事前調査段階

- ① JICAは、1回目のスクリーニング結果等に基づき、協力事業の事前調査を行う。この際、カテゴリ A 及び B に分類された協力事業については必ず、カテゴリ C に分類された協力事業については必要に応じて、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣し、現地踏査を行う。
- ② JICAは、要請書に記載のあった環境社会配慮関連の事項及び上記 1. ②で収集した環

境社会に関する情報について確認を行うとともに、関連情報の収集、現地踏査、相手国政府との協議を行う。収集した情報及び相手国政府との協議結果に基づき、2回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行い、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。

- ③ JICAは、カテゴリ分類に基づき第1段階のスクーピングを行い、その結果に基づくJICA環境社会配慮調査のTOR案を作成する。JICAは、カテゴリAに分類された協力事業については、現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取り、情報公開を行った上でステークホルダーとの協議を行い、その結果をTOR案に反映させる。
- ④ JICAは、環境社会配慮に関して相手国政府と協議を行って、具体的な作業分担、連携、調整等の方法をまとめる。
- ⑤ JICAは、TOR案及び環境社会配慮の実施体制についての相手国政府との協議を踏まえ、相手国政府及びJICAの実施する事項を定めた協力事業のS/W案を作成する。また、JICA環境社会配慮調査の結果が、対象プロジェクトの計画・実施に適切に反映されることについて相手国政府の基本的な合意を得る。

### 3-2. S/W署名段階

- ① JICAは、実施内容と体制について相手国政府と合意できた協力事業について、TOR案を含むS/Wに署名する。なお、合意できない場合には、署名を行わずに保留案件とする。この際、JICAとして協力事業を実施すべきでないと思決定をした場合には、外務省に対して協力事業の中止を提言する。
- ② JICAは、署名後速やかに、S/Wと環境社会配慮に関連する情報（事前調査報告書の関連部分を含む）を公開する。

### 3-3. 本格調査段階

#### 3-3-1. カテゴリAに分類されたプロジェクト

- ① JICAは、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。
- ② JICAは、3-1. ①の事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、相手国政府と協議を行う。
- ③ JICAは、第2段階のスクーピングを行い、事前調査で作成・合意したJICA環境社会配慮調査のTOR案を必要に応じて改定し、TORを作成する。情報公開した上でステークホルダーと協議を行い、その結果をTORに反映させる。協議の内容については、対象プロジェクトのニーズの把握や代替案の検討についても広く含める。
- ④ TORは、ニーズの把握、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとし、必要性や実施可能性を鑑み戦略的環境アセスメントの考え方を踏まえたものとする。JICAは、TORを相手国政府と協議の上その合意を得る。



- ⑤ JICAは、TORに従い、EIAレベルで、対象プロジェクトが環境社会に及ぼす影響の調査、予測及び評価を行い、環境社会影響を回避・軽減するための対策（影響回避が出来ない場合の補償・代償措置を含む）、環境モニタリング計画（必要に応じ、環境管理計画）等を検討するJICA環境社会配慮調査を行う。同調査は、プロジェクトを実施しないことを含む代替案の検討を含むこととし、この間、適宜調査の過程で作成するインテリムレポート等各種レポートに反映する。
- ⑥ JICAは、環境社会配慮の概要検討時（協力事業のインテリムレポート作成時等）に、情報公開した上でステークホルダーと協議を行い、その結果を反映させる。
- ⑧ JICAは、JICA環境社会配慮調査結果を反映した協力事業の最終報告書案を作成し、相手国政府に説明しコメントを得る。同案を情報公開するとともに、ステークホルダーと協議を行い、その結果を協力事業の最終報告書案に反映させる。
- ⑨ JICAは、調査結果を反映した協力事業の最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で外務省及び相手国政府に提出する。
- ⑩ JICAは、協力事業の最終報告書を完成後速やかに情報公開する。

### 3-3-2. カテゴリBに分類されたプロジェクト

- ① JICAは、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。
- ② JICAは、3-1. ①の事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、相手国政府と協議を行う。
- ③ JICAは、第2段階のスコopingを行い、事前調査で作成・合意したJICA環境社会配慮調査のTOR案を必要に応じて改定し、TORを作成する。
- ④ TORは、ニーズの把握、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとし、必要性や実施可能性を鑑み戦略的環境アセスメントの考え方を踏まえたものとする。JICAは、TORを相手国政府と協議の上その合意を得る。
- ⑤ JICAは、TORに従い、IEEレベルで、プロジェクトを実施しないことを含む代替案の検討などのJICA環境社会配慮調査を行い、この間、適宜調査の過程で作成するインテリムレポート等各種レポートに反映する。
- ⑥ JICAは、上記JICA環境社会配慮調査を踏まえ、再度スクリーニングを行う。カテゴリ分類が変更されカテゴリAとされたものについては、ステークホルダーの参加を得て第3段階のスコopingを行い、それ以降は、上記「3. 3. 1」の手続きに従う。カテゴリBとされたものについては、JICA環境社会配慮調査結果を協力事業の最終報告書案に反映させる。カテゴリCとされたものについては、環境社会配慮の作業を終了する。
- ⑦ JICAは、上記を踏まえ、JICA環境社会配慮調査結果を反映した協力事業の最終報告書案を作成し、相手国政府に説明してコメントを得る。同案を情報公開するとともに、

- ステークホルダーとの協議を行い、その結果を協力事業の最終報告書に反映させる。
- ⑧ JICAは、調査結果を反映した協力事業の最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で外務省及び相手国政府に提出する。
  - ⑨ JICAは、協力事業の最終報告書を完成後速やかに情報公開する。

#### 4. 詳細設計調査 (D/D)

JICAは、JBICがJBICガイドラインに基づき、通常の場合と同様の環境審査プロセスを行った案件であって、円借款を供与することが適切であると判断されたもののみを採択対象とする。JICAは、エンジニアリング分野の実施設計調査を行うことを基本とする。

一方、JBICとの連携D/D以外のD/Dについては、本ガイドラインを遵守していることを確認した案件のみを採択対象とする。JICAは、エンジニアリング分野の実施設計調査を行うことを基本とする。

##### 4-1. 要請段階

- ① カテゴリ A については、相手国政府・実施機関に対して対象プロジェクトに関する現地環境影響評価報告書の提出を求める。現地環境影響評価報告書に記載されていない内容を別紙 3 に示す。なお、非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には住民移転に関わる計画が、先住民族に影響を与える場合は先住民族への影響緩和に関する計画等が添付されていなければならない。
- ② カテゴリ B プロジェクトについては、現地環境影響評価が実施されていれば相手国政府・実施機関に対して同報告書の提出を求める。実施されていない場合は、環境社会配慮に関する他の調査報告書や情報の提供を求める。
- ③ カテゴリ A 又は B のプロジェクトについては、現地環境影響評価報告書、相手国政府等の環境許認可証明書、住民移転に関わる計画書、先住民族への影響緩和に関する計画書等相手国政府・実施機関から入手した環境社会配慮に関する主要な文書を入手後速やかに公開する。
- ④ JICAは、要請案件がJBICガイドライン又は本ガイドラインを遵守していないと判断した場合は、案件の不採択又は開発調査など別のスキームを使った環境社会配慮調査の実施を外務省に提言する。

##### 4-2. 事前調査段階

- ① JICAは、相手国政府・実施機関が作成した環境社会影響を回避・緩和・軽減するため

の対策（影響回避が出来ない場合の補償・代償措置を含む）、環境モニタリング計画（必要に応じ、環境管理計画）及び有償資金協力供与の条件となる環境社会面での対応等を実施するための具体的なスケジュール、人員・体制、予算措置などが適切に確保されているか確認する。適切に確保されていない場合は改善を求める。改善がなされない場合は、協力事業の中止を外務省に提言する。

- ② カテゴリ A 又は B に分類された協力事業については、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣し、関連情報の収集と現地踏査及びステークホルダーとの協議を行う。
- ③ JICA は、カテゴリ分類に基づきスコーピングを行い、その結果に基づく JICA 環境社会配慮調査の TOR 案を作成する。
- ④ JICA は、環境社会配慮に関して相手国政府と協議を行って、具体的な作業分担、連携、調整等の方法をまとめる。
- ⑤ JICA は、TOR 案及び環境社会配慮の実施体制についての相手国政府との協議を踏まえ、相手国政府及び JICA の実施する事項を定めた協力事業の S/W 案を作成する。また、JICA 環境社会配慮調査の結果が、対象プロジェクトの計画・実施に適切に反映されることについて相手国政府の基本的な合意を得る。

#### 4-3. S/W の署名

- ① 環境社会影響を回避・緩和・軽減するための対策（影響回避が出来ない場合の補償・代償措置を含む）、環境モニタリング計画（必要に応じ、環境管理計画）、有償資金協力供与の条件となる環境社会面での対応などを適切に実施するために相手国政府・実施機関と JICA が行う事項を明確にした上で S/W に盛り込む。また、協力事業期間中に新たな環境社会影響が判明した場合の対応を S/W に盛り込む。カテゴリ A 又は B に分類された案件は、S/W 作成過程にステークホルダーの意見を反映する。
- ② JICA は、実施内容と体制について相手国政府と合意できた協力事業について、TOR 案を含む S/W に署名する。S/W の内容に合意できない場合は署名を行わずに保留案件とする。この際、JICA として協力事業を実施すべきでないと思決定をした場合には、外務省に対して協力事業の中止を提言する。
- ③ JICA は、署名後速やかに、S/W と環境社会配慮に関する情報（事前調査報告書の関連部分を含む）を公開する。

#### 4-4. 本格調査

- ① S/W での合意に基づき、対象プロジェクトの環境社会影響に関する回避・緩和・補償策、環境管理計画、融資の条件などが適切に実施されることを確保するために必要な

支援を行う。

- ② 詳細設計調査中に判明した新たな環境社会影響については、軽微なものであれば相手国政府・実施機関やステークホルダーなどと協議して、対象プロジェクトが本ガイドライン及びJBICガイドラインを遵守するように適切な対応策を検討する。
- ③ 重大な影響が判明した場合や両ガイドラインの遵守が困難と判断される場合は、外務省に対して詳細設計調査の中止を提言する。
- ④ JICAは、環境社会配慮面での調査や支援の内容を含んだ詳細設計調査の最終報告書を作成し、両ガイドラインを満たすことを確認した上で外務省及び相手国政府に提出する。
- ⑤ 最終報告書は、外務省への提言内容を含めて速やかに公開する。

## 5. 無償資金協力

### 5-1. カテゴリ A に分類されたプロジェクト

- ① JICAは、基本設計調査に先立ち、対象プロジェクトに係る現地環境影響評価等の実施状況及びその内容、本ガイドラインを満たすJICA環境社会配慮調査がなされているか否か等について予備調査等を通じ、改めてJICA環境社会配慮調査を行う必要があるか否かを確認する。JICAは、その結果を速やかに情報公開する。
- ② JICAは、現地環境影響評価等が実施されている場合又は本ガイドラインに基づいて開発調査のJICA環境社会配慮調査がなされている場合であって、改めてJICA環境社会配慮調査を行う必要のないプロジェクトについては、基本設計調査(B/D)を行う。現地環境影響評価等の結果及び予備調査等の結果をB/Dに反映する。JICAは、協力事業の基本設計報告書を完成後速やかに情報公開する。
- ③ JICAは、現地環境影響評価等が実施されていない場合など、改めてJICA環境社会配慮調査を行う必要があるプロジェクトについては、開発調査等のスキームを用いて必要な環境社会配慮調査を行うなど、適切な措置をとる必要がある旨を外務省に提言する。

### 5-2. カテゴリ B に分類されたプロジェクト

- ① JICAは、対象プロジェクトに係る現地環境影響評価等の実施状況及びその内容、本ガイドラインを満たすJICA環境社会配慮調査がなされているか否か等について予備調査等を通じ、改めてJICA環境社会配慮調査を行う必要があるか否かを確認する。JICAは、その速やかに情報公開する。
- ② JICAは、現地環境影響評価等が実施されている場合又は本ガイドラインに基づいて開

発調査のJICA環境社会配慮調査がなされている場合であって、改めてJICA環境社会配慮調査を行う必要のないプロジェクトについては、B/Dを行う。現地環境影響評価等の結果はB/Dに反映する。JICAは、協力事業の基本設計報告書を完成後速やかに情報公開する。

- ③ JICAは、現地環境影響評価等が実施されていない場合など、環境社会配慮調査が必要な場合、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣し、B/Dに先立ち予備調査を行い、スコーピングを行う。ニーズの把握、影響項目、調査方法、プロジェクトを実施しないことを含む代替案の検討、スケジュール等を内容とするJICA環境社会配慮調査のTORを作成し、相手国政府と協議の上その合意を得る。
- ④ JICAは、TORに従い、IEEレベルのJICA環境社会配慮調査を行う。JICA環境社会配慮調査が終了した段階で、2回目のスクリーニングを行う。カテゴリ分類が変更されカテゴリAとされたものについては、5-1.で対応する。再度カテゴリBとされたものについては、JICA環境社会配慮調査の結果をB/Dに反映させ、協力事業の基本設計報告書を完成後速やかに情報公開する。カテゴリ分類が変更されカテゴリCとされたものについては、環境社会配慮の作業を終了する。

## 6. 技術協力プロジェクト

### 6-1. カテゴリAに分類されたプロジェクト

- ① JICAは、協力事業の事前調査を行い、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣する。対象プロジェクトに係る現地環境影響評価等の実施状況及びその内容、本ガイドラインを満たすJICA環境社会配慮調査がなされているか否か等について調査を行い、改めてJICA環境社会配慮調査を行う必要があるか否かを確認する。JICAは、事前調査報告書を完成後速やかに情報公開する。
- ② JICAは、現地環境影響評価等が実施されている場合又は本ガイドラインに基づいて開発調査のJICA環境社会配慮調査がなされている場合であって、改めてJICA環境社会配慮調査を行う必要のないプロジェクトについては、必要なモニタリング項目や環境社会配慮に関する双方の実施項目を定めた対象プロジェクトの協議議事録(R/D)の署名を行う。対象プロジェクトは、現地環境影響評価等の結果を踏まえて計画され実施される。JICAは、協力事業のR/D及び環境社会配慮に関連する情報を速やかに公開する。
- ③ JICAは、現地環境影響評価等が実施されていない場合など、改めてJICA環境社会配慮調査を行う必要があるプロジェクトについては、開発調査等のスキームを用いて必要な環境社会配慮調査を行うなど、適切な措置をとる必要がある旨を外務省に提言する。
- ④ JICAは、対象プロジェクトの実施期間中に、相手国政府が行うモニタリング結果を確

認する。必要と判断する場合は、JICAが直接モニタリングを行う。JICAは、実施後速やかにモニタリング結果を情報公開する。

- ⑤ JICAは、対象プロジェクト実施期間中に、環境社会面の影響が確認された際は、相手国政府とともに必要な対策を講じる。
- ⑥ 対象プロジェクト終了後、JICAは、自然や社会環境への影響が、環境社会配慮調査等で予測されたものであったのか、また、採用された影響緩和策の効果について評価する。JICAは、評価結果を実施後速やかに情報公開する。

## 6-2. カテゴリBに分類されたプロジェクト

- ① JICAは、協力事業の事前調査を行い、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣する。対象プロジェクトに係る現地環境影響評価等の実施状況及びその内容、本ガイドラインを満たすJICA環境社会配慮調査がなされているか否か等について調査を行い、改めてJICA環境社会配慮調査を行う必要があるか否かを確認する。JICAは、事前調査報告書を完成後速やかに情報公開する。
- ② JICAは、現地環境影響評価等が実施されている場合又は本ガイドラインに基づいて開発調査のJICA環境社会配慮調査がなされている場合であって、改めてJICA環境社会配慮調査を行う必要のないプロジェクトについては、必要なモニタリング項目や環境社会配慮に関する双方の実施項目を定めた対象プロジェクトの協議議事録(R/D)の署名を行う。対象プロジェクトは、現地環境影響評価等の結果を踏まえて計画され実施される。JICAは、協力事業のR/D及び環境社会配慮に関連する情報を速やかに公開する。
- ③ JICAは、対象プロジェクトの実施期間中に、相手国政府が行うモニタリング結果を確認する。必要と判断する場合は、JICAが直接モニタリングを行う。JICAは、実施後速やかにモニタリング結果を情報公開する。
- ④ JICAは、対象プロジェクト実施期間中に、環境社会面の影響が確認された際は、相手国政府とともに必要な対策を講じる。
- ⑤ 対象プロジェクト終了後、JICAは、自然や社会環境への影響が、環境社会配慮調査で予想されたものであったのか、また、採用された影響緩和策の効果について評価する。JICAは、評価結果を実施後速やかに情報公開する。
- ⑥ JICAは、現地環境影響評価等が実施されていない場合など、改めてJICA環境社会配慮調査を行う必要があるプロジェクトについては、スコーピングを行い、影響項目、調査方法、プロジェクトを実施しないことを含む代替案の検討、調査方法、スケジュール等を内容とするTORを作成し、相手国政府と協議の上その合意を得る。
- ⑦ JICAは、TORに従い、IEEレベルの環境社会配慮調査を行う。JICA環境社会配慮調査が終了した段階で、2回目のスクリーニングを行う。カテゴリ分類が変更されカテゴリAとされたものについては、6.1の手続きで対応する。再度カテゴリBとされたものについては、JICA環境社会配慮調査結果を協力事業のR/Dに反映させる。カテゴリ分

類が変更されカテゴリCとされたものについては、環境社会配慮の作業を終了する。

- ⑧ JICAは、協力事業のJICA環境社会配慮調査結果に基づき必要なモニタリング項目や環境社会配慮に関する双方の実施項目を定めた協力事業のR/Dの署名を行う。対象プロジェクトは、JICA環境社会配慮調査の結果を踏まえて計画され実施する。JICAは、協力事業のR/Dと環境社会配慮に関連する情報を公開する。

### 6-3. モニタリング

JICAは、カテゴリA及びカテゴリBに分類された技術協力プロジェクトについては、環境社会配慮を確実に実施しているかを確認するために、重要な環境社会面への影響項目につきモニタリングの結果を相手国政府の実施機関(C/P)を通じて確認する。また、必要に応じて、相手国政府と協議の上、JICAが自ら調査を実施する。

第三者等から、環境社会配慮が不十分である等の具体的な指摘があった場合には、JICAは、その指摘を相手国政府に伝達するとともに、適切な対応を働きかける。事業実施主体が対応する際は、透明でアカウンタブルなプロセスにより、指摘事項の精査、対応策の検討、事業計画への反映がなされたことを確認する。

事業実施主体がモニタリングを行う上でその能力が不十分な場合、JICAは技術の習得等の人材育成を含めて、モニタリングに関連する協力を行う。

- 6-4. JICAにより派遣される専門家は、本ガイドラインの理念に基づき、相手国政府の環境社会配慮の支援を行う。職掌の範囲内の事項については、本ガイドラインの関連部分を遵守し、相手国政府への助言や協力を行う。

## 7. フォローアップ（協力事業終了後の追加的な支援）

プロジェクトサイクルの準備段階の終了以降における現地環境影響評価等の審査は、開発調査の場合は資金協力機関が、無償資金協力の場合は外務省が担当するが、JICAは、事業実施主体の現地環境影響評価の実施状況を確認するためにフォローアップを行う。

- 協力事業終了後、協力事業の目的である対象プロジェクトの支援となったかどうかを確認し、必要な措置を講ずるためにJICAはフォローアップを行う。
- JICAは、環境社会配慮の内容や提言が、対象プロジェクトの現地環境影響評価、住民移転計画、影響緩和策、あるいは代替案の検討などに生かされているかどうかを適宜確認し、その結果を公開する。
- 事業化後予期せぬ環境社会影響が生じたなどの指摘がなされた場合は、JICAは問題の把握に努め、必要に応じて現地調査を実施する。

(別紙 1)

## 対象プロジェクトの計画に際し、相手国政府に求められる環境社会配慮

### ● 基本的事項

- ・プロジェクトを実施するに当たっては、その計画段階で、プロジェクトがもたらす環境や社会への影響について、できる限り早期から、調査・検討を行い、これを回避・最小化するような代替案や緩和策を検討し、その結果をプロジェクト計画に反映しなければならない。
- ・このような検討は、環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努めるとともに、定性的な評価も加えた形で、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られなければならない。
- ・このような環境社会配慮の検討の結果は、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは他の文書の一部として表されていなければならない。特に影響が大きいと思われるプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されなければならない。
- ・特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについては、アカウンタビリティを向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める。

### ● 対策の検討

- ・プロジェクトによる望ましくない影響を回避し、最小限に抑え、環境社会配慮上より良い案を選択するため、複数の代替案が検討されていなければならない。対策の検討にあたっては、まず、影響の回避を優先的に検討し、これが可能でない場合には影響の最小化・軽減措置を検討することとする。代償措置は、回避措置や最小化・軽減措置をとってもなお影響が避けられない場合に限り検討が行われるものとする。
- ・モニタリング計画、環境管理上の計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法が計画されていなければならない。特に影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、詳細な環境管理のための計画が作成されていなければならない。

### ● 環境社会配慮の対象範囲（検討する影響のスコープ）

- ・環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響（越境の又は地球規模の環境影響を含む。）並びに以下に列挙するような事項への社会配慮を含む。非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや



社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症。

- ・調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい。

#### ● 法令、基準、計画等との整合

- ・プロジェクトは、プロジェクトの実施地における政府（中央政府及び地方政府を含む）が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければならない。また、実施地における政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等に沿ったものでなければならない。
- ・プロジェクト、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない（ただし、プロジェクトが、当該指定地区の保護の増進や回復を主たる目的とする場合はこの限りでない）。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。

#### ● 社会的合意

- ・プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。
- ・女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていなければならない。

#### ● 非自発的住民移転

- ・非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めなければならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。
- ・非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては十分な補償及び支援が、プロジェクト実施主体等により適切な時期に与えられなければならない。プロジェクト実施主体は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。

- ・非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティーの適切な参加が促進されていなければならない。

#### ●先住民族

- ・プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に対する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。

#### ●モニタリング

- ・プロジェクト開始後において、予測が困難であった事態の有無や、事前に計画された緩和策の実施状況及び効果等を把握し、その結果に基づき適切な対策をとることが望ましい。
- ・効果を把握しつつ緩和策を実施すべきプロジェクトなど、十分なモニタリングが適切な環境社会配慮に不可欠であると考えられる場合は、プロジェクト計画にモニタリング計画が含まれていること、及びその計画の実行可能性を確保しなければならない。
- ・モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公表されていることが望ましい。
- ・第三者等から、環境社会配慮が十分でないなどの具体的な指摘があった場合には、当該プロジェクトに関わるステークホルダーが参加して対策を協議・検討するための場が十分な情報公開のもとに設けられ、問題解決に向けた手順が合意されることが望ましい。

(別紙2)

一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示

ここに掲げているセクター・特性、影響を受けやすい地域は、環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つものの例示であり、個別の対象プロジェクトをカテゴリ分類する際には、プロジェクト毎の内容に応じて「Ⅱ. 2. (3)」に記載されている「カテゴリA」の基準に則って判断されるものである。したがって、ここに例示されたセクター・特性・地域以外であっても環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つものは「カテゴリA」に分類される。

1. 影響を及ぼしやすいセクター

以下に示すセクターのうち大規模なもの。

- (1) 鉱業開発
- (2) 工業開発
- (3) 火力発電 (地熱含む)
- (4) 水力発電、ダム、貯水池
- (5) 河川・砂防
- (6) 送変電・配電
- (7) 道路、鉄道、橋梁
- (8) 空港
- (9) 港湾
- (10) 上水道、下水・廃水処理
- (11) 廃棄物処理・処分
- (12) 農業 (大規模な開墾、灌漑を伴うもの)
- (13) 林業
- (14) 観光

2. 影響を及ぼしやすい特性

- (1) 大規模非自発的住民移転
- (2) 大規模地下水揚水
- (3) 大規模な埋め立て、土地造成、開墾
- (4) 大規模な森林伐採

### 3. 影響を受けやすい地域

以下の地域又はその周辺

(1) 国立公園、国指定の保護対象地域（国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民族のための地域、文化遺産等）

(2) 国または地域にとって慎重な配慮が必要と思われる地域

#### <自然環境>

- ・ 原生林、熱帯の自然林
- ・ 生態学的に重要な生息地（珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟等）
- ・ 国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地
- ・ 大規模な塩類集積あるいは土壌浸食の発生する恐れのある地域
- ・ 砂漠化傾向の著しい地域

#### <社会環境>

- ・ 考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域
- ・ 少数民族あるいは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域

(別紙 3)

## カテゴリ A 案件のための現地環境影響評価報告書

現地環境影響調査報告書の範囲及び詳細さのレベルは、そのプロジェクトが与える影響に応じて決まるべきもの。現地環境影響調査報告書には以下の項目が含まれるべきである(順不同)。

概要 — 重要な結果と推奨される行動について、簡潔に述べる。

政策的、法的、及び行政的枠組み — 現地環境影響評価報告書が実施される際の政策的、法的、及び行政的枠組みを述べる。

案件の記述 — 提出案件、及びその地理的、生態学的、社会的、時間的背景を簡潔に記述する。プロジェクトサイト外で必要となり得る資材(例:パイプライン、アクセス道路、発電所、給水設備、住宅、原材料及び製品保管施設等)についての記述も全て含まれる。住民移転計画又は社会開発計画の必要性を明らかにする。通常、プロジェクトの地域とプロジェクトが与える影響範囲を示す地図を含む。

基本情報 — 調査地域の特性を評価し、関連する物理的、生物学的、また社会経済的条件を記述する。プロジェクトが開始する前から予期されている変化も記述に含む。またプロジェクト地域内での、しかしプロジェクトとは直接関係のない、現在進行中及び提案中の開発行為も考慮に入れる。ここで与えられる情報はプロジェクトの立地、設計、運営及び緩和策に関する決定に関わるものであるべきである。数値の正確さ、信頼度及び情報源についても、この節に記される。

環境への影響 — プロジェクトが与える正及び負の影響を、可能な範囲で定量的に予測・評価する。緩和策及び緩和不可能な負の環境影響全てを特定する。環境を向上させる機会を探る。入手可能な情報の範囲並びにその質、重要な情報の欠落及び予測値に伴う不確実性を認知、評価する。また、更なる配慮を要しない事項を特定する。

代替案の分析 — プロジェクトの立地、技術、設計、運営についての有効な代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)を、それぞれの代替案が環境に与える影響、その影響の緩和可能性、初期及び経常経費、地域状況への適合性、及び必要となる制度整備・研修・モニタリングの観点から、系統的に比較する。それぞれの代替案について、環境影響を可能な範囲で定量化し、可能な場合は経済評価を付す。特定のプロ

ジェクト設計案を選択する根拠を明記し、望ましい排出レベル及び汚染防止・削減策の正当性を示す。

環境管理計画　－　建設・操業期間中に負の影響を除去相殺、削減するための緩和策、モニタリング及び制度の強化を行う。

協議　－　協議会の記録。影響を受ける人々、地元の非政府組織（NGOs）、及び規制当局が情報を与えられた上で有する見解を得るために行われた協議の記録も含む。

注）世界銀行Operational Policy 4.01(OP4.01)Annex Bに基づき作成